

議 事 日 程

第 1 回臨時会
R 8. 3. 27 午後 3 時
狛江市役所 4 階特別会議室

1 付議案件

- (1) 議案第 34 号
狛江市公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第 35 号
狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の定数等に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第 36 号
狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第 37 号
狛江市立小学校及び中学校教科書採択に関する規則の一部を改正する規則
- (5) 議案第 38 号
狛江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- (6) 議案第 39 号
狛江市校内教育支援センター設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱
- (7) 議案第 40 号
狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- (8) 議案第 41 号
狛江市立学校教育研究会補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- (9) 議案第 42 号
狛江市立学校夏季施設等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- (10) 議案第 43 号
狛江市こどもみまもり 110 番事業に関する補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- (11) 議案第 44 号
狛江市立学校文書管理規程の一部を改正する規程
- (12) 議案第 45 号
狛江市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程
- (13) 議案第 46 号
学校の働き方改革プランの今後について (案)
- (14) 議案第 47 号
こまえ市民大学運営委員会委員の委嘱について

2 報告案件

－ 議会報告 －

な し

－ 行政報告 －

(1) 狛江市立中央図書館の愛称について

－ 事務報告 －

(1) 狛江市コミュニティ・スクールにおける中学校区ゾーンの学校管理職及び主幹教諭に対する兼務発令について

(2) 令和7年度狛江市立学校第三者評価委員会報告書について

議案第 34 号

狛江市公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 27 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正に伴い、主務教諭が創設されるとともに、東京都における主任教諭を主務教諭と位置付けるため、所要の改正を行う。

狛江市公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市公立学校の管理運営に関する規則（昭和45年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(主任教諭等)</p> <p>第8条の5 委員会は、学校に、<u>主務教諭</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</u></p> <p>3 <u>主務教諭の職名は、主任教諭とする。</u></p> <p>4 <u>委員会は、学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。</u></p> <p>5 <u>前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。</u></p> <p>6 <u>委員会は、学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。</u></p> <p>7 <u>前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。</u></p>	<p>(主任教諭等)</p> <p>第8条の5 委員会は、学校に、<u>特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>委員会は、学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭</u>を置くことができる。</p> <p>3 <u>委員会は、学校に、特に高度な知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭</u>を置くことができる。</p>

改正後	改正前
<p>(主任)</p> <p>第9条 委員会は、学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。</p> <p>2 委員会は、小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p> <p>3 委員会は、中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>(主任)</p> <p>第9条 委員会は、学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。</p> <p>2 委員会は、小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p> <p>3 委員会は、中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>(学校評価)</p> <p>第26条 校長は、法第42条第1項及び同条を準用する第49条の規定により、毎年1回以上当該学校の教育活動その他の学校運営の状況についての評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(学校評価)</p> <p>第26条 校長は、法第42条及び同条を準用する第49条の規定により、毎年1回以上当該学校の教育活動その他の学校運営の状況についての評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 35 号

狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の定数等に関する規則の一部
を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 27 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市公立学校の管理運営に関する規則（昭和 45 年教育委員会規則第 1 号）
第 13 条に基づき狛江市教育委員会が委嘱する狛江市立学校の学校医について、
小児科医又は児童精神科医を設置するため、所要の改正を行う。

狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の定数等に関する規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の定数等に関する規則（平成28年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前																																			
(定数) 第2条 学校医等の定数は、別表のとおりとする。 <u>ただし、委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。</u>		(定数) 第2条 学校医等の定数は、別表のとおりとする。																																			
<u>別表（第2条関係）</u>		<u>別表（第2条関係）</u>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職名</th> <th>定数（1校当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">学校医</td> <td>内科医</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>眼科医</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>耳鼻咽喉科医</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>小児科医又は児童精神科医</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">学校歯科医</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">学校薬剤師</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table>		職名		定数（1校当たり）	学校医	内科医	1名	眼科医	1名	耳鼻咽喉科医	1名	小児科医又は児童精神科医	1名	学校歯科医		1名	学校薬剤師		1名	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職名</th> <th>定数（1校当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">学校医</td> <td>内科医</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>眼科医</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>耳鼻咽喉科医</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">学校歯科医</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">学校薬剤師</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table>		職名		定数（1校当たり）	学校医	内科医	1名	眼科医	1名	耳鼻咽喉科医	1名	学校歯科医		1名	学校薬剤師		1名
職名		定数（1校当たり）																																			
学校医	内科医	1名																																			
	眼科医	1名																																			
	耳鼻咽喉科医	1名																																			
	小児科医又は児童精神科医	1名																																			
学校歯科医		1名																																			
学校薬剤師		1名																																			
職名		定数（1校当たり）																																			
学校医	内科医	1名																																			
	眼科医	1名																																			
	耳鼻咽喉科医	1名																																			
学校歯科医		1名																																			
学校薬剤師		1名																																			

付 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に際し必要な準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

議案第 36 号

狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 27 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

物価高騰の影響による食材価格の上昇に対応することを目的として、教職員等及び保護者の学校給食費の額を改める。

狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則（令和元年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 （第4条第1項関係）		別表第1 （第4条第1項関係）	
喫食者（児童等及び教職員等）	月額	喫食者（児童等及び教職員等）	月額
（略）		（略）	
小学校の教職員等	<u>5,691円</u>	小学校の教職員等	<u>5,538円</u>
中学校の教職員等	<u>6,585円</u>	中学校の教職員等	<u>6,324円</u>
別表第2 （第4条第2項関係）		別表第2 （第4条第2項関係）	
臨時喫食者（児童等、保護者及び教職員等）	日額	臨時喫食者（児童等、保護者及び教職員等）	日額
（略）		（略）	
小学校の教職員等及び保護者	<u>333円</u>	小学校の教職員等及び保護者	<u>324円</u>
中学校の教職員等及び保護者	<u>385円</u>	中学校の教職員等及び保護者	<u>370円</u>

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 37 号

狛江市立小学校及び中学校教科書採択に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 27 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市公立学校の管理運営に関する規則（昭和 45 年教育委員会規則第 1 号）の改正に伴い、本規則における引用条文等について、所要の改正を行う。

狛江市立小学校及び中学校教科書採択に関する規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市立小学校及び中学校教科書採択に関する規則（平成25年規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 教諭 法第37条第1項（法第49条において準用する場合を含む。）に規定する教諭及び法第37条第2項（法第49条において準用する場合を含む。）に規定する主務教諭をいう。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 養護教諭 法第37条第1項（法第49条において準用する場合を含む。）に規定する養護教諭及び法第37条第20項第2号（法第49条において準用する場合を含む。）に規定する主務教諭をいう。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 教諭 法第37条第1項（法第49条において準用する場合を含む。）に規定する教諭（<u>狛江市公立学校の管理運営に関する規則（昭和45年教育委員会規則第1号）第8条の5第1項に規定する主任教諭を含む。</u>）をいう。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 養護教諭 法第37条第1項（法第49条において準用する場合を含む。）に規定する教諭（<u>狛江市公立学校の管理運営に関する規則（昭和45年教育委員会規則第1号）第8条の5第2項に規定する主任養護教諭を含む。</u>）をいう。</p> <p>(7) (略)</p>

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 38 号

狛江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 27 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

令和 8 年度における食材料費の 1 食当たりの単価額の変更に伴い、狛江市立小中学校給食代替者補助金の補助単価を同様の額に改めるほか、所要の改正を行う。

狛江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱（令和6年教育委員会要綱第14号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(交付額確定)</p> <p>第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた保護者（以下「交付決定者」という。）に対し、弁当対応日数に別表に定める1日当たりの補助単価を乗じた額から<u>交付決定者が国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合の当該給付額を除いた額を交付額として確定し、狛江市立小中学校給食代替者補助金交付額確定通知書（第3号様式）により通知するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">1日当たりの補助単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校1年生及び2年生</td> <td style="text-align: right;"><u>307円</u></td> </tr> <tr> <td>小学校3年生及び4年生</td> <td style="text-align: right;"><u>320円</u></td> </tr> <tr> <td>小学校5年生及び6年生</td> <td style="text-align: right;"><u>333円</u></td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td style="text-align: right;"><u>385円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	1日当たりの補助単価	小学校1年生及び2年生	<u>307円</u>	小学校3年生及び4年生	<u>320円</u>	小学校5年生及び6年生	<u>333円</u>	中学生	<u>385円</u>	<p>(交付額確定)</p> <p>第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた保護者（以下「交付決定者」という。）に対し、弁当対応日数に別表に定める1日当たりの補助単価を乗じた額を<u>交付額として確定し、狛江市立小中学校給食代替者補助金交付額確定通知書（第3号様式）により通知するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">1日当たりの補助単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校1年生及び2年生</td> <td style="text-align: right;"><u>298円</u></td> </tr> <tr> <td>小学校3年生及び4年生</td> <td style="text-align: right;"><u>311円</u></td> </tr> <tr> <td>小学校5年生及び6年生</td> <td style="text-align: right;"><u>324円</u></td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td style="text-align: right;"><u>370円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	1日当たりの補助単価	小学校1年生及び2年生	<u>298円</u>	小学校3年生及び4年生	<u>311円</u>	小学校5年生及び6年生	<u>324円</u>	中学生	<u>370円</u>
区分	1日当たりの補助単価																				
小学校1年生及び2年生	<u>307円</u>																				
小学校3年生及び4年生	<u>320円</u>																				
小学校5年生及び6年生	<u>333円</u>																				
中学生	<u>385円</u>																				
区分	1日当たりの補助単価																				
小学校1年生及び2年生	<u>298円</u>																				
小学校3年生及び4年生	<u>311円</u>																				
小学校5年生及び6年生	<u>324円</u>																				
中学生	<u>370円</u>																				

第3号様式を別紙のように改める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第3号様式（第7条関係）

狛 発第 号
年 月 日

申請者（保護者）
様

狛江市長

狛江市立小中学校給食代替者補助金交付額確定通知書

年 月 日付け狛 発第 号で決定した狛江市立小中学校給食代替者補助金については、狛江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付額を確定しましたので通知します。

記

- 1 対象児童生徒名
- 2 補助金交付額
- 3 注意事項
 - (1) 振込予定日 年 月
 - (2) 交付額は、在籍校又は中学校給食センターへ弁当対応日数を確認の上、算出しています。
 - (3) 交付額は、国又は地方公共団体より学校給食費の全部又は一部の給付を受けていた場合、当該給付額を除いています。
 - (4) 狛江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱第8条第1項に該当した場合、交付決定及び交付額確定の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

議案第 39 号

狛江市校内教育支援センター設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 27 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

令和 8 年 4 月 1 日に新たに狛江第四中学校に校内教育支援センターを設置するため、所要の改正を行う。

狛江市校内教育支援センター設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市校内教育支援センター設置及び運営に関する要綱（令和7年教育委員会要綱第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置校) 第3条 センターは、次に掲げる市立中学校に設置する。 (1)～(3) (略) (4) <u>狛江第四中学校</u></p>	<p>(設置校) 第3条 センターは、次に掲げる市立中学校に設置する。 (1)～(3) (略)</p>

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 40 号

狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月27日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市立学校部活動等大会参加補助金について、補助金交付要綱の期間を延長するとともに、補助金の請求に係る条文及び様式の追加等、所要の改正を行う。

狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付要綱（平成15年教育委員会要綱第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>狛江市立学校の部活動等の振興、保護者負担の軽減及び教育効果の向上</u>を図るため、各学校を代表して児童並びに生徒が個人又は団体で大会に参加するために要する費用を補助するに当たり、<u>狛江市補助金等交付規則（昭和43年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めること</u>を目的とする。</p> <p>(補助金の請求)</p> <p>第7条 <u>前条の規定により交付決定を受けた校長は、狛江市立学校部活動等大会参加補助金概算払請求書（第4号様式）を市長に提出し、補助金の請求をするものとする。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。</u></p> <p>(実績報告等)</p> <p>第8条 第2条第1項第1号に掲げる経費の補助金の交付決定を受けた校長は、補助事業が完了後、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、2か月以内に<u>狛江市立学校部活動等大会参加補助金実績報告書（第5号様式。以下「実績報告書」という。）</u>に部活動等実績内訳書及び大会等参加に係る領収書等を添えて、市長に提出しなければならない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>狛江市立学校の部活動等の振興</u>を図るため、各学校を代表して児童並びに生徒が個人又は団体で大会に参加するために要する費用を補助し、<u>あわせて保護者負担の軽減並びに教育効果の向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>(実績報告等)</p> <p>第7条 第2条第1項第1号に掲げる経費の補助金の交付決定を受けた校長は、補助事業が完了後、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、2か月以内に<u>狛江市立学校部活動等大会参加補助金実績報告書（第4号様式）（以下「実績報告書」という。）</u>に部活動等実績内訳書及び大会等参加に係る領収書等を添えて、市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>(補助金交付額の確定)</p> <p>第9条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、<u>狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付確定通知書(第6号様式。以下「確定通知書」という。)</u>により、当該校長に通知するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第10条 <u>この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> <p>付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和13年3月31日限り</u>、その効力を失う。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(補助金交付額の確定)</p> <p>第8条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、<u>狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付確定通知書(第5号様式)</u>(以下「確定通知書」という。)により、当該校長に通知するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(その他)</u></p> <p>第9条 <u>この要綱に定めるもののほか必要な事項は、狛江市補助金等交付規則(昭和43年規則第8号)の規定による。</u></p> <p>付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和8年3月31日限り</u>、その効力を失う。</p>

第4号様式及び第5号様式を別紙のように改め1号ずつ繰り下げ、第3号様式の次に別紙の1様式を加える。

付 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付要綱の規定により作成した様式で、用紙が現存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

年 月 日

狛江市長 様

申請者 所在地
学校名
校長名
連絡先

狛江市立学校部活動等大会参加補助金概算払請求書

年 月 日付け狛 発第 号で交付決定のありました 年度狛江
市立学校部活動等大会参加補助金（ ）として、狛江市立学校部活動等大会参
加補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求いたします。

記

請求額 _____円

振込先 金融機関	銀行 信用金庫 農協 支店	
預金種別 ○で囲む	当座 ・ 普通	口座番号
口座名義	フリガナ	

年 月 日

狛江市長 宛て

所在地
狛江市立 学校
校長

狛江市立学校部活動等大会参加補助金実績報告書

年 月 日付け狛 発第 号で交付決定を受けた事業が完了したので
年度狛江市立学校部活動等大会参加補助金（ ）の実績について、狛江市立学校部
活動等大会参加補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

補助事業名称	
--------	--

事業期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
交付決定額(1)		円
実績額(2)		円
精算額(1)-(2)		円

補助事業の成果	
---------	--

添付書類	
------	--

狛 発第 号
年 月 日

様

狛江市長

狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付確定通知書

年 月 日付けで交付決定のありました 年度狛江市立学校部活動等大会参加補助金（対外試合等）について、年 月 日付けをもって提出された実績報告書の審査の結果、補助事業が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められることから、狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおりその額を確定します。

記

- | | |
|---------|--------|
| 1 既交付額 | _____円 |
| 2 交付確定額 | _____円 |
| 3 差額 | _____円 |

差額が発生する場合は、年 月 日までに別添の納付書により返還するようお願いいたします。

※ 補助金に係る文書・領収書等は、補助事業完了後5年間の保存をお願いします。

議案第 41 号

狛江市立学校教育研究会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月27日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市立学校教育研究会補助金について、補助金交付要綱の期間を延長するとともに、補助金の交付申請等に係る条文及び様式の追加等、所要の改正を行う。

狛江市立学校教育研究会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市立学校教育研究会補助金交付要綱（平成18年教育委員会要綱第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、狛江市立学校教育研究会補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、<u>狛江市補助金等交付規則（昭和43年規則第8号）</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（補助金の交付申請）</u></p> <p>第5条 補助金の交付を申請しようとする教育研究会は、<u>狛江市立学校教育研究会補助金交付申請書（第1号様式）</u>に市長が必要と認める書類を添え、市長に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の交付決定)</p> <p>第6条 市長は、<u>前条に規定する補助金の交付又は変更交付の申請があったときは、当該申請にかかる書類の内容を審査のうえ、補助金の交付又は変更交付の可否を決定し、狛江市立学校教育研究会補助金（変更）交付・不交付決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）</u>により当該教育研究会に通知するものとする。</p> <p><u>（変更申請等）</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>狛江市補助金等交付規則（昭和43年規則第8号。以下「規則」という。）</u>第3条の規定に基づき、<u>狛江市立学校教育研究会補助金（以下「本補助金」という。）</u>の交付について、<u>規則</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金の交付決定)</p> <p>第5条 市長は、<u>規則第5条に規定する申請書を審査し、適切と認めるときは、補助金を交付する。</u></p>

改正後	改正前
<p>第7条 <u>前条の規定により補助金の交付決定を受けた教育研究会（以下「交付決定研究会」という。）は、当該決定を受けた後、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ狛江市立学校教育研究会補助金変更申請書（第3号様式）に<u>関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げるもののうち軽微な変更については、この限りではない。</u></u></p> <p><u>(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。</u></p> <p><u>(2) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。</u></p> <p><u>(3) 補助事業を中止しようとするとき。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請にかかる書類の内容を審査のうえ、変更の可否を決定し、決定通知書により交付決定研究会に通知するものとする。</u></p> <p><u>（補助金の請求）</u></p> <p>第8条 <u>交付決定研究会は、狛江市立学校教育研究会補助金概算払請求書（第4号様式）を市長に提出し、補助金の請求をするものとする。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。</u></p> <p><u>（実績報告等）</u></p> <p>第9条 <u>交付決定研究会は、補助事業が完了後、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、2か月以内に、狛江市立学校教育研究会補助金実績報告書（第5号様式。以下「実績報告書」という。）に市長が必要と認める書類を添え、市長に提出しなければならない。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(補助金交付額の確定)</u></p> <p>第10条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、<u>狛江市立学校教育研究会補助金交付確定通知書（第6号様式。以下「確定通知書」という。）</u>により、交付決定研究会に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による補助金額の確定により、補助金の精算が必要な場合は、<u>確定通知書とともに精算すべき補助金の納付書を交付決定研究会へ送付し、精算金の返還を請求するものとする。</u></p> <p>3 <u>交付決定研究会は、前項の規定により請求を受けたときは、速やかに精算金を返還しなければならない。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第11条 <u>この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和13年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>

付則の次に別紙の6様式を加える。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

狛江市長 宛て

所 在 地
団 体 名
代 表 者 名

狛江市立学校教育研究会補助金交付申請書

年度狛江市立学校教育研究会補助金について、狛江市立学校教育研究会補助金交付要綱第5条の規定により、補助金を交付されるよう次のとおり申請します。

記

申請金額 _____ 円

番号	対象事業名	対象事業費 (円)	補助金等 交付申請額 (円)	事業の目的、内容等
	合計			

※添付書類

- 狛江市立学校教育研究会収支予算書
- 狛江市立学校教育研究会事業計画
- 団体の構成内容が分かるもの

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

狛江市長 宛て

所 在 地
団 体 名
代 表 者 名

狛江市立学校教育研究会補助金変更申請書

年 月 日付けで交付申請した 年度狛江市立学校教育研究会補助金について、狛江市立学校教育研究会補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更内容

変更前	変更後

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 変更内容を確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

狛江市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者名
連絡先

狛江市立学校教育研究会補助金概算払請求書

年 月 日付け狛 発第 号で交付決定のありました 年
度狛江市立学校教育研究会補助金として、狛江市立学校教育研究会補助金交付要綱第8
条第1項の規定により、次のとおり請求します。

記

請求額 _____円

振込先 金融機関	銀行 信用金庫 農協 支店	
預金種別 ○で囲む	当座 ・ 普通	口座番号
口座名義	フリガナ	

年 月 日

狛江市長 宛て

所在地
団体名
代表者名

狛江市立学校教育研究会補助金実績報告書

年 月 日付け 発第 号で交付決定を受けた事業が完了した
ので、狛江市立学校教育研究会補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添え
て報告します。

記

交付決定額	円
実績額	円
精算額	円

実績内訳

番号	対象事業名	対象事業費（円）	実績額（円）	事業完了 年月日
	合計			

事業の成果	
-------	--

狛 発第 号
年 月 日

様

狛江市長

狛江市立学校教育研究会補助金交付確定通知書

年 月 日付け狛 発第 号で交付決定のありました 年度狛江市立学校教育研究会補助金について、年 月 日付けをもって提出された実績報告書の審査の結果、補助事業が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められることから、狛江市立学校教育研究会補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおりその額を確定します。

記

- | | |
|---------|--------|
| 1 既交付額 | _____円 |
| 2 交付確定額 | _____円 |
| 3 差額 | _____円 |

差額が発生する場合は、年 月 日までに別添の納付書により返還するようお願いいたします。

※ 補助金に係る文書・領収書等は、補助事業完了後5年間の保存をお願いします。

議案第 42 号

狛江市立学校夏季施設等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月27日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市立学校夏季施設等事業補助金について、補助金交付要綱の期間を延長するとともに、補助金額の変更及び森林 ESD プログラムの導入に伴う条文及び様式の追加等、所要の改正を行う。

狛江市立学校夏季施設等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市立学校夏季施設等事業補助金交付要綱（令和3年教育委員会要綱第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、教育効果の向上を図るとともに、保護者の負担の軽減に資するため、狛江市立学校又は狛江市教育支援センター（以下「学校等」という。）が実施する狛江市立学校夏季施設等の事業に要する経費の一部を補助するに当たり、<u>狛江市補助金等交付規則（昭和43年規則第8号）に定めるもののほか</u>、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、教育効果の向上を図るとともに、保護者の負担の軽減に資するため、狛江市立学校又は狛江市教育支援センター（以下「学校等」という。）が実施する狛江市立学校夏季施設等の事業に要する経費の一部を補助するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(補助対象事業及び補助対象者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項第1号に掲げる事業には、森林環境教育の推進を目的とした自然探究活動（森林ESDプログラム）を含むものとする。</u></p>	<p>(補助対象事業及び補助対象者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 事業の実施に当たっての補助金の額は、次に掲げる額とし、保護者の負担する参加費等の額の範囲内とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 修学旅行 生徒1人当たり<u>10,000円</u></p> <p>(3) 移動教室 児童又は生徒1人当たり<u>9,000円</u></p> <p>(4) 宿泊学習 <u>児童1人当たり9,000円又は生徒1人当たり</u></p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 事業の実施に当たっての補助金の額は、次に掲げる額とし、保護者の負担する参加費等の額の範囲内とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 修学旅行 生徒1人当たり<u>8,000円</u></p> <p>(3) 移動教室 児童又は生徒1人当たり<u>8,000円</u></p> <p>(4) 宿泊学習 <u>児童又は生徒1人当たり8,000円</u></p>

改正後	改正前
<p><u>10,000円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(補助金の請求)</p> <p>第9条 校長等は、第6条に規定する補助金の交付決定を受けたときは、<u>狛江市立学校夏季施設等事業補助金交付請求書(第9号様式)又は狛江市立学校夏季施設等事業補助金(キャンセル料等)交付請求書(第10号様式)を市長に提出し、補助金の請求をするものとする。</u></p> <p>2 校長等は、第8条第2項に規定する補助金の変更承認決定を受け、補助金変更交付決定額に補助金既交付決定額が満たないときは、<u>狛江市立学校夏季施設等事業補助金追加交付請求書(第11号様式)を提出し、補助金の追加請求をするものとする。</u></p> <p>3 <u>市長は、前2項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(補助金の請求)</p> <p>第9条 校長等は、第6条に規定する補助金の交付決定を受けたときは、<u>狛江市立学校夏季施設等事業補助金交付請求書(第9号様式)又は狛江市立学校夏季施設等事業補助金(キャンセル料等)交付請求書(第10号様式)を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。</u></p> <p>2 校長等は、第8条第2項に規定する補助金の変更承認決定を受け、補助金変更交付決定額に補助金既交付決定額が満たないときは、<u>狛江市立学校夏季施設等事業補助金追加交付請求書(第11号様式)を提出し、補助金の追加交付を受けるものとする。</u></p>
<p>(委任)</p> <p>第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、<u>市長が別に定める。</u></p>	<p>(その他)</p> <p>第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、<u>狛江市補助金等交付規則(昭和43年規則第8号)の規定による。</u></p>
<p>付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和13年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>

第1号様式、第12号様式、第15号様式及び第16号様式を別紙のように改める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項の次に1項を加える改正規定、第3条第1項第2号から第4号までの改正規定並びに第1号様式、第12号様式、第15号様式及び第16号様式の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

狛江市長 宛て

申請者

学校名：狛江市立 学校

校長名：

（ 宿泊学習に係る申請については、
ゆうゆう教室の運営者名 ）

狛江市立学校夏季施設等事業補助金交付申請書

年度狛江市立学校夏季施設等事業補助金（夏季施設・修学旅行・移動教室・宿泊学習）について、狛江市立学校夏季施設等事業交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり交付を申請します。

記

交付申請額 _____円

実施予定期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
目的地 ※正式名称及び住所	
参加児童生徒数	計 _____人 (男 _____人) (女 _____人)
交付申請額内訳	単価 _____円 × _____人 = _____円

※ 添付書類

(1) 狛江市立学校夏季施設等事業費内訳書（第2号様式）

(2) 参加児童・生徒名簿

(3) 事業の実施に係る見積書等

※夏季施設の場合は、森林ESDプログラムの実施が確認できる書類を添付すること。

(4) その他市長が必要と認める書類

発 号
年 月 日

狛江市長 宛て

申請者

学校名：狛江市立 学校

校長名：

〔 宿泊学習に係る申請については、
ゆうゆう教室の運営者名 〕

狛江市立学校夏季施設等事業補助金実績報告書

年 月 日付け狛 発第 号で（交付決定・変更承認決定）を受けました 年度狛江市立学校夏季施設等事業補助金（夏季施設・修学旅行・移動教室・宿泊学習）について、狛江市立学校夏季施設等事業交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

実施期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
交付決定額	単価 円× 人 = 円
実績額	単価 円× 人 = 円
精算額	

※ 添付書類

- (1) 狛江市立学校夏季施設等事業収支報告書（第 13 号様式）
- (2) 保護者あて会計報告書
- (3) 事業実施に伴う費用の領収書の写し等
- (4) その他市長が必要と認める書類

狛 発第 号
年 月 日

様

狛江市長

狛江市立学校夏季施設等事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け狛 発第 号で交付決定のありました

年度狛江市立学校夏季施設等事業補助金（夏季施設・修学旅行・移動教室・宿泊学習）
について、年 月 日付けをもって提出された実績報告書の審査の結果、補助事
業が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められること
から、狛江市立学校夏季施設等事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、下記のと
おりその額を確定します。

記

- 1 既交付額 _____円
- 2 交付確定額 _____円
- 3 差額 _____円

差額が発生する場合は、年 月 日までに別添の納付書により返還するようお願い
いたします。

※ 補助金に係る文書・領収書等は、補助事業完了後 5 年間の保存をお願いします。

狛 発第 号
年 月 日

様

狛江市長

狛江市立学校夏季施設等事業補助金（キャンセル料等）確定通知書

年 月 日付け狛 発第 号で交付決定のありました

年度狛江市立学校夏季施設等事業補助金（夏季施設・修学旅行・移動教室・宿泊学習）
について、年 月 日付けをもって提出された実績報告書の審査の結果、補助事
業が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められること
から、狛江市立学校夏季施設等事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、下記のと
おりその額を確定します。

記

- 1 既交付額 _____円
- 2 交付確定額 _____円
- 3 差額 _____円

差額が発生する場合は、年 月 日までに別添の納付書により返還するようお願い
いたします。

※ 補助金に係る文書・領収書等は、補助事業完了後 5 年間の保存をお願いします。

議案第 43 号

狛江市こどもみまもり 110 番事業に関する補助金交付要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 27 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市こどもみまもり 110 番事業に関する補助金について、補助金交付要綱の期間を延長する。

狛江市こどもみまもり110番事業に関する補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市こどもみまもり110番事業に関する補助金交付要綱（平成13年教育委員会要綱第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
付 則 1 (略) 2 この要綱は、 <u>令和13年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	付 則 1 (略) 2 この要綱は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

議案第 44 号

狛江市立学校文書管理規程の一部を改正する規程

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月27日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

学校文書管理について、各学校でより効率的に対応できるようにするため、一部の文書の電子保管等、所要の改正を行う。

狛江市立学校文書管理規程の一部を改正する規程

令和 年 月 日
教育委員会規程第 号

狛江市立学校文書管理規程（平成29年教育委員会規程第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(収受処理)</p> <p>第6条 学校に到達した文書を受け取った者は、当該文書を直ちに担当者に回付する。</p> <p>2 担当者は、前項の文書を受け取ったときは、受付印及び供覧印を押印の上、所定の事項を記入し、当該文書の事案に関する学校職員に供覧する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、<u>輕易な文書については、第2項に規定する受付印及び供覧印の押印並びに所定事項の記入を省略することができる。</u></p>	<p>(収受処理)</p> <p>第6条 学校に到達した文書を受け取った者は、当該文書を直ちに担当者に回付する。<u>ただし、電子メール、口頭等文書に抛らない形式により情報が到達したときは、情報を受け取った学校職員は、当該情報の内容を記載した文書を作成し、担当者に回付しなければならない。</u></p> <p>2 担当者は、前項の文書を受け取ったときは、受付印<u>(第1号様式)</u>及び供覧印<u>(第2号様式)</u>を押印の上、所定の事項を記入し、当該文書の事案に関する学校職員に供覧する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、<u>学校運営に大きな影響を及ぼすことがないと学校長が認める収受文書は、第2項に規定する受付印及び供覧印の押印並びに所定事項の記入を省略することができる。</u></p>
<p>(起案処理)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>輕易な文書については、第1項に規定する供覧印の押印及び所定事項の記入を省略することができる。</u></p>	<p>(起案処理)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>学校運営に大きな影響を及ぼすことがないと学校長が認める起案文書は、第1項に規定する供覧印の押印及び所定事項の記入を省略することができる。</u></p>

改正後	改正前
<p>(文書の発送)</p> <p>第8条 前条第2項の規定により決裁を受けた施行文書のうち、他者に送付する必要があるものは、公印管理簿<u>(別記様式)</u>に記載の上、狛江市教育委員会公印規則(昭和45年教育委員会規則第8号)第3条に規定する公印及び契印を押印し、<u>別表</u>の記号欄に掲げる記号及び毎年4月1日に起し、翌年3月31日に止める一連番号を冠してこれを送付する。ただし、卒業証書、在籍証明書その他契印を押す必要がないと認められる施行文書の押印は、これを省略することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(文書の発送)</p> <p>第8条 前条第2項の規定により決裁を受けた施行文書のうち、他者に送付する必要があるものは、公印管理簿<u>(第3号様式)</u>に記載の上、狛江市教育委員会公印規則(昭和45年教育委員会規則第8号)第3条に規定する公印及び契印を押印し、<u>別表第1</u>の記号欄に掲げる記号及び毎年4月1日に起し、翌年3月31日に止める一連番号を冠してこれを送付する。ただし、卒業証書、在籍証明書その他契印を押す必要がないと認められる施行文書の押印は、これを省略することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(文書の保管)</p> <p>第9条 文書は、第6条第3項及び第7条第2項による決裁(他者に送付する文書にあつては前条第1項による施行文書の送付。<u>以下「決裁等」という。</u>)が終了した後、文書保管用キャビネットその他これに類する場所において、パイプファイルその他これに類するもの(以下「パイプファイル等」という。)を使用して、保管しなければならない。この場合において、パイプファイル等には、学校名、発生年度、保存期限、分類区分、保管場所その他文書の保管に必要な情報を明示しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する文書の分類区分(以下「<u>分類区分</u>」という。)は、<u>教育長が別に定める。この場合において、分類区分に該当する文書のうち決裁等を要しない文書及び第6条第4項又は第7条第3項で規定する軽易な文書については、前項の規定にかかわらず、電磁的記録により保管することができる。</u></p>	<p>(文書の保管)</p> <p>第9条 文書は、第6条第3項及び第7条第2項による決裁(他者に送付する文書にあつては前条第1項による施行文書の送付)が終了した後、文書保管用キャビネットその他これに類する場所において、パイプファイルその他これに類するもの(以下「パイプファイル等」という。)を使用して、保管しなければならない。この場合において、パイプファイル等には、学校名、発生年度、保存期限、分類区分、保管場所その他文書の保管に必要な情報を明示しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する文書の分類区分は、<u>別表第2</u>による。</p>

改正後	改正前																
<p>3～5 (略)</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px 0;">(略)</div>	<p>3～5 (略)</p> <p>別表第1 (第8条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px 0;">(略)</div> <p>別表第2 (第9条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1144 488 2029 1401"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 488 1290 564">大分類</th> <th data-bbox="1290 488 2029 564">中分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 564 1290 683">A 庶務</td> <td data-bbox="1290 564 2029 683">1. 運営 2. 記録 3. 庶務 4. 調査報告 5. 家地連携 6. 会議</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 683 1290 801">B 人事</td> <td data-bbox="1290 683 2029 801">1. 人事一般 2. 服務 3. 研修 4. 人事評価</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 801 1290 919">C 給与</td> <td data-bbox="1290 801 2029 919">1. 給与一般 2. 諸届 3. 整理簿 4. 報酬 5. 旅費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 919 1290 1037">D 福利厚生</td> <td data-bbox="1290 919 2029 1037">1. 福利厚生一般 2. 公務災害</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1037 1290 1155">E 財務</td> <td data-bbox="1290 1037 2029 1155">1. 予算会計 2. 施設整備 3. 就学援助 4. 管理簿台帳等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1155 1290 1273">F 教務</td> <td data-bbox="1290 1155 2029 1273">1. 管理 2. 学籍 3. 指導 4. 教科書 5. 特別支援学級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1273 1290 1401">G 生徒指導</td> <td data-bbox="1290 1273 2029 1401">1. 生活指導 2. 進路指導</td> </tr> </tbody> </table>	大分類	中分類	A 庶務	1. 運営 2. 記録 3. 庶務 4. 調査報告 5. 家地連携 6. 会議	B 人事	1. 人事一般 2. 服務 3. 研修 4. 人事評価	C 給与	1. 給与一般 2. 諸届 3. 整理簿 4. 報酬 5. 旅費	D 福利厚生	1. 福利厚生一般 2. 公務災害	E 財務	1. 予算会計 2. 施設整備 3. 就学援助 4. 管理簿台帳等	F 教務	1. 管理 2. 学籍 3. 指導 4. 教科書 5. 特別支援学級	G 生徒指導	1. 生活指導 2. 進路指導
大分類	中分類																
A 庶務	1. 運営 2. 記録 3. 庶務 4. 調査報告 5. 家地連携 6. 会議																
B 人事	1. 人事一般 2. 服務 3. 研修 4. 人事評価																
C 給与	1. 給与一般 2. 諸届 3. 整理簿 4. 報酬 5. 旅費																
D 福利厚生	1. 福利厚生一般 2. 公務災害																
E 財務	1. 予算会計 2. 施設整備 3. 就学援助 4. 管理簿台帳等																
F 教務	1. 管理 2. 学籍 3. 指導 4. 教科書 5. 特別支援学級																
G 生徒指導	1. 生活指導 2. 進路指導																

改正後	改正前	
	H 保 健	1. 保健教育 2. 保健管理 3. 記録報告 4. 環境衛生 5. 学校安全
	I 給 食	1. 給食指導 2. 献立作成 3. 記録 4. 給 食会計

第1号様式及び第2号様式を削り、第3号様式を別紙のように改め、別記様式とする。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 45 号

狛江市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 27 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

東京都立学校職員出勤記録整理規程の改正に伴い、別表における名称の追加、変更、廃止等、所要の改正を行う。

狛江市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程

令和 年 月 日
教育委員会規程第 号

狛江市立学校職員出勤簿整理規程（昭和36年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
事由	表示	事由	表示
(略)		(略)	
22 健康管理休暇	健 休	22 生理休暇	生 休
(略)		(略)	
30 介護時間	介 時	30 介護時間	介 時
31 子育て部分休暇	子 部	31 職務に専念する義務の免除（32に該当する場合を除く。）	職 免
32 職務に専念する義務の免除（33に該当する場合を除く。）	職 免	32 勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除	軽 減
33 勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除	軽 減	33 育児休業	育 休
34 育児休業	育 休	34 部分休業	部 休
35 部分休業	部 休	35 大学院修学休業	学 休

改正後		改正前	
36 大学院修学休業	学 休	36 配偶者同行休業	同 休
37 配偶者同行休業	同 休	37 休職	休 職
38 休職	休 職	38 停職	停 職
39 停職	停 職	39 法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の規定による職員団体等の業務従事	専 従
40 地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の規定による職員団体等の業務従事	専 従	40 教育公務員特例法第14条の規定（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）により準用する場合を含む。）による休職	結 休
41 教育公務員特例法第14条の規定（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）により準用する場合を含む。）による休職	結 休	41 公務上の傷病	公 傷
42 公務上の傷病	公 傷	42 通勤途上の傷病	通 災
43 通勤途上の傷病	通 災	43 事故欠勤	事 故
44 事故欠勤	事 故	44 私事欠勤	私 事
45 私事欠勤	私 事	45 遅参	遅
46 遅参	遅	46 早退（押印又は他の表示の上に表示すること。）	早
47 早退（押印又は他の表示の上に表示すること。）	早	47 無届欠勤	不 参

改正後		改正前	
48 無届欠勤	不 参	48 傷病欠勤	傷 欠
49 介護欠勤	介 欠	49 介護欠勤	介 欠
50 育児欠勤	育 欠	50 勤務を割り振られない日	非 出
51 勤務を割り振られない日	非 出		
52 在宅勤務等	在 宅		

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 46 号

学校の働き方改革プランの今後について（案）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 27 日

提出者 狛江市教育委員会
 教育長 柏原 聖子

提案理由

令和 8 年度以降の学校の働き方改革に関する取組は、狛江市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を基に進めることから、同計画に本プランを発展的に統合するため、今後の取扱いについて承認を求める。

学校の働き方改革プランの今後について

(案)

令和8年3月 27日
 狛江市教育委員会

令和6年3月に改定した、学校の働き方改革プランについて、これまでの取組状況と今後の取り扱いについて、以下のとおり、まとめる。

1. 令和6年度の成果に関する振返りの状況

令和7年狛江市教育委員会第7回定例会において、学校の働き方改革プラン(以下「プラン」という。)の改定初年度である令和6年度の取組状況やプランのポイントを確認するとともに、1か月時間外在校等時間の月別の60時間超の状況等の現状を共有した。

令和6年度においては、1か月当たり45時間を超える教員を0名にするという数値目標は未達の状況であったことを確認した。

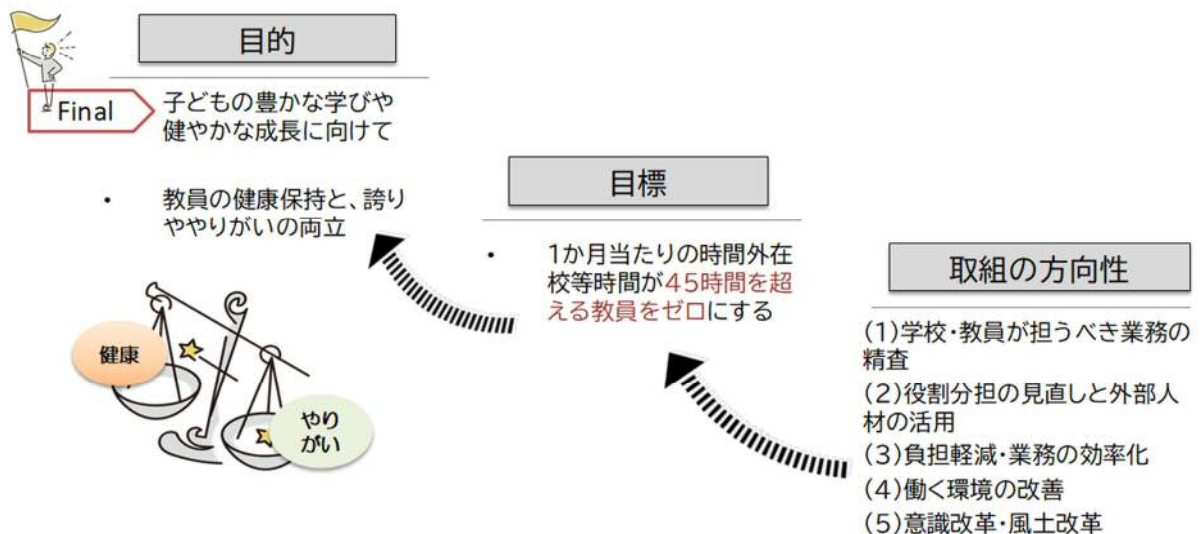
【図表1 令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月45時間を上回る教員の割合	月80時間を上回る教員の割合
小学校	22.2%	1.0%
中学校	29.4%	2.2%

【図表2 学校の働き方改革プランで定める目標の再確認】

1. 目標の再確認と現状

目標の再確認(R6.3 設定～R8まで)



2. 令和7年度の取組状況

上記のとおり、数値目標に未達の状況であったため、令和7年度に、新たに「学校の働き方改革プランのポイント解説資料」を作成し、令和7年狛江市教育委員会第7回定例会、7月開催の校長会で報告をした。

ポイント解説資料においては、働き方改革プランの取組を2つのケアとして、即効性の高い外科手術的なアプローチとゆるやかに作用する漢方治療的なアプローチに大別して整理して取組を行った。

【図表3 学校の働き方改革プランのポイント解説資料(2つのケア)】

2. 取組方針の解説

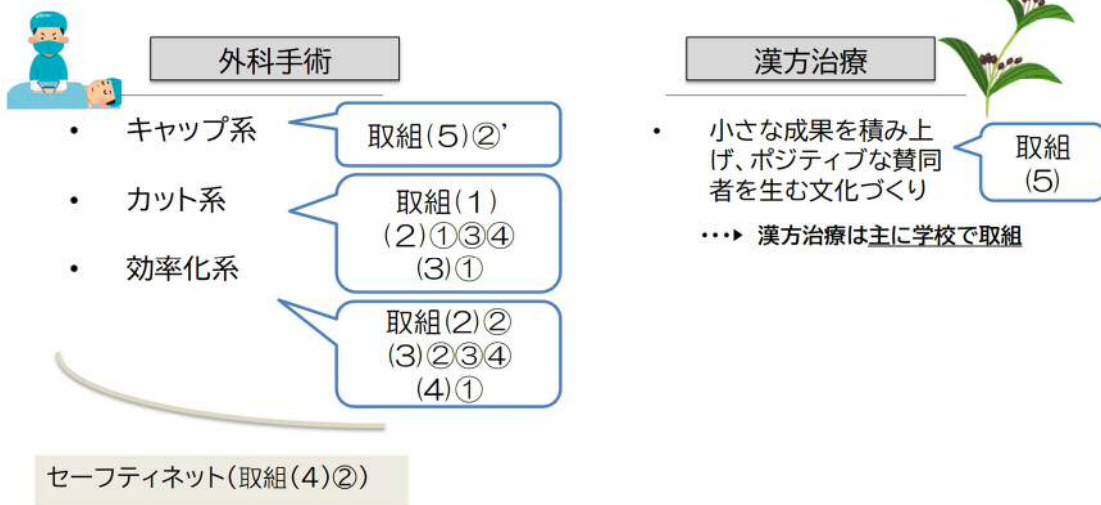
重点的に取り組む項目の一覧



- | | | |
|---|--|---|
| <p>(1) 学校・教員が担うべき業務の精査</p> <p>(2) 役割分担の見直しと外部人材の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校事務機能の強化・専門スタッフとの役割分担 ② 専門スタッフとの連携 ③ 地域学校協働活動の推進 ④ 部活動地域移行及び地域連携の推進 <p>(3) 負担軽減・業務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し ② 小学校教科担任制の推進 ③ 学校施設・設備の維持管理業務の適正化 ④ 学校と保護者等間の連絡手段のデジタル化の推進 | | <p>(4) 働く環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ① テレワークシステムの活用 ② 教職員の労働安全衛生の確保 <p>(5) 意識改革・風土改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教育委員会等における勤務実態の把握 ② 教員のタイムマネジメント力の向上 ③ 地域、保護者等の理解促進 |
|---|--|---|

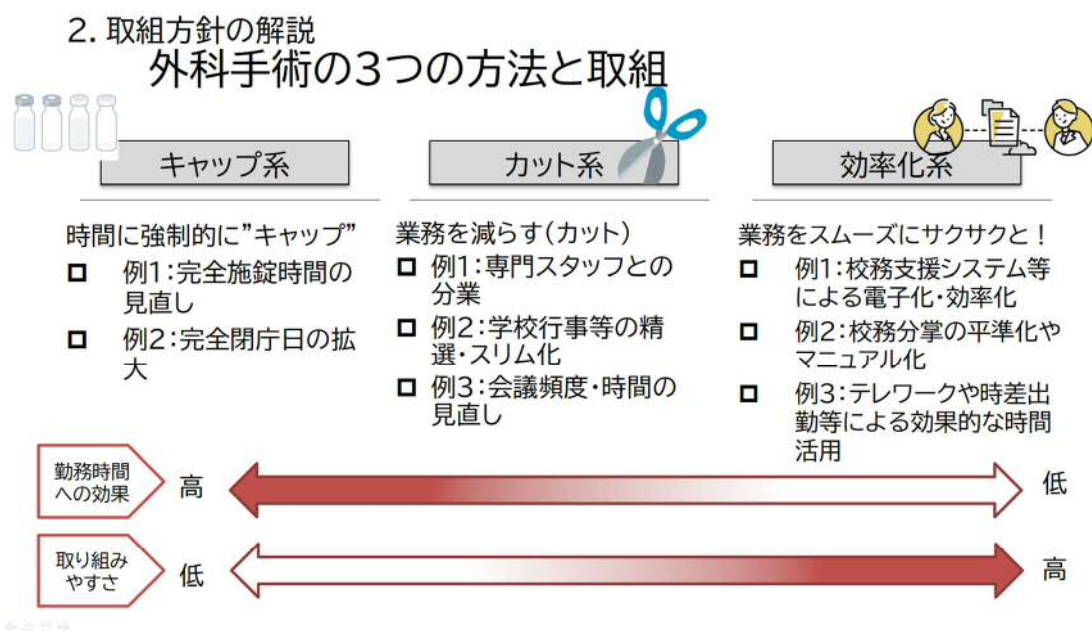
2. 取組方針の解説

取り組む項目を大別すると: 2つのケア(外科手術/漢方治療)



このうち漢方治療的なアプローチは学校での働き方改革に向けた文化づくりで、外科手術的なアプローチについては、下図のとおり、キャップ系(時間を強制的に制限するもの)、カット系(業務を減らすもの)、効率化系(業務を効率的に行うもの)と3つに分けて解説した。

【図表4 学校の働き方改革プランのポイント解説資料(キャップ系、カット系、効率化系)】



そのうえで、令和7年度の学校でチャレンジしてほしい点として、カット系(業務の縮減)や効率化系について各学校で協議を進めるほか、1week チャレンジと称し、任意の1週間について完全閉庁時間を設ける取組を試行し、参加希望のある学校を募る取組を行った。

さらに、時間を強制的に制限するキャップ系の取組の効果を最大化するために、最新の状況を把握すべく、実態把握を行ったのち、教育委員会として業務を減らすことを促進するカット系、業務を効率的に進める効率化系の取組を行った。

また、職場における文化や雰囲気等へのアプローチである漢方治療と称した取組についても、現在の職場と異なる職場を体験し、マネジメント方法等について学ぶ機会を設けた。取組の詳細は以下のとおり。

【図表5 令和7年度に教育委員会が実施した働き方改革に関する主な取組】

【実態把握】 ● 7月にやりがいの保持と働き方の見直しに関するアンケートを実施し、残業や負担感の要因を把握する他、現場の教職員のニーズの高い取組を詳細に把握。(8月校長会)
【キャップ系】 ● 任意の1週間について完全閉庁時間を設ける、1week チャレンジを推奨(7月校長会) ※全10校中9校が実施

【カット系】

- 土曜授業の振替休暇取得の推奨(8月校長会)
- 部活動の地域展開に関する包括的協定の締結(2月校長会)
- 部活動ガイドライン見直しによる活動日・活動時間の見直し(2月校長会)
- 部活動指導員の増配調整(2月校長会)

【効率化系】

- 生成 AI ガイドラインの策定(10月校長会)
- 採点支援ツールの試行導入(10月校長会)

【漢方治療(文化へのアプローチ)】

- ゾーン内において、管理職が1週間程度、併任校において勤務する、ジョブローテーションを推奨(10月校長会) ※全10校中6校が実施

さらに、令和7年度の各学校の取組を振り返り、全校で共有することを目的に1week チャレンジ等に関する合同ヒアリングを開催した。

その結果、1week チャレンジがきっかけとなり、行事の精選や土曜授業の見直し、会議の短縮・削減を考え同時並行で取組を進められたことや、単に退勤時間が早くなるだけでなく、仕事の進め方等の自己調整やタイムマネジメントを行えるようになったという成果が得られた。

また、自然発生的な学年会が大幅に減る等の変化も確認された。さらに、この取組を行うことで職員の忙しさに偏りがあり、この背景には校務分掌があることを認識できた等の成果があった。

合同ヒアリングでは、このような1week チャレンジの成果だけでなく、各学校でも令和8年度から働き方改革の推進に向けて、以下の取組を行う予定であることが報告された。

【図表6 令和8年度に各学校が取り組む予定の項目(例)】

- 授業時数の見直し、削減
- 通知表の作成頻度の見直し
- 校務分掌の見直し
- 職員会議等の見直し
- 担任制度等の見直し
- マイ定時退庁日等の個人の退庁目標を設定

上記のとおり、教育委員会・学校の取組はいずれも進展が見られた。

3. 令和7年度の目標の達成状況と今後について

令和7年度の時間外在校等時間に関しては以下のとおり、令和6年度よりも時間外在校等時間が45時間を上回る教員の割合、80時間を上回る教員の割合のいずれも減少させることができている。

他方で、数値目標である1か月当たり45時間を超える教員を0名にすることについては未達の状況である。

【図表7 令和7年度の時間外在校等時間の状況】(2月末日現在)

()内は令和6年度の数値

	月45時間を上回る教員の割合	月80時間を上回る教員の割合
小学校	18.0%(22.2%)	0.8%(1.0%)
中学校	24.1%(29.4%)	1.6%(2.2%)

※45時間を上回る割合が25%以上である学校は、小学校1校、中学校2校となっている。

※80時間を上回る割合が2%以上である学校は、中学校1校となっている。

これらの状況も踏まえ、令和8年度以降は、働き方改革の取組を一層強化する必要があるとともに、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が令和8年4月1日より完全実施されることを踏まえ、令和8年度からは教育職員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画(狛江市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画)(令和8年2月策定)に基づき取組を進める。

このため、学校の働き方改革プランは狛江市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画に発展的に解消・統合し、令和8年度からは、働き方改革に関しては、同計画に基づき、取組を進める。

議案第 47 号

こまえ市民大学運営委員会委員の委嘱について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 27 日

提出者 狛江市教育委員会
 教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市こまえ市民大学運営委員会設置要綱（平成 15 年教育委員会要綱第 2 号）第 3 条に基づき、こまえ市民大学運営委員会委員の委嘱を行う。

こまえ市民大学運営委員名簿

(任期：令和8年4月1日～令和9年3月31日)

	選出区分	氏名	備考
追加	学識経験者	山本 哲也	任期は前任者の任期を引き継ぐ。

狛江市立中央図書館の愛称について

正式名称 : 狛江市立中央図書館

愛 称 : こまえみライブラリー

新設図書館 : こまえみライブラリー

児童図書コーナー : こまえみライブラリーKid's (キッズ)

令和7年度
狛江市立学校第三者評価委員会
報告書

令和8年3月

狛江市教育委員会

はじめに

平成 21 年度の試行を経て平成 22 年度から本格的な実施となった狛江市立学校第三者評価は、この間第三者評価委員の皆様や各学校の校長の意見を参考に評価方法等を改善しながら進めてまいりました。本格実施当初は、毎年全ての小・中学校を対象として第三者評価を実施していましたが、平成 25 年度からは、評価対象の校数を全 10 校から半分の 5 校に減らし、その分、学校訪問の回数を増やすなど、精緻な評価の実施に向けた改善を図ってまいりました。

コロナ禍においては、授業の様子を撮影した動画の視聴、ライブ配信の方法等、感染症対策を講じながらの実施となりましたが、令和 4 年度からは、全ての回で直接の学校訪問を再開し、学校の状況を詳細に確認していただいております。

この報告書は、第三者評価委員の意見や指摘を評価の観点に基づき、まとめたものです。本年度第三者評価の対象であった学校は、本報告書の内容を参考に令和 8 年度以降の学校経営の改善を進めていただきますようお願いいたします。また、来年度第三者評価の対象となっている学校におかれましても、本報告書の内容を参考に学校の課題を整理し、学校経営の改善の他、評価の準備を進めていただくようお願いいたします。

次期学習指導要領の改訂に向けた検討が大詰めを迎えています。2030 年代における学校教育の在り方が少しずつ見えてくる中で、学校には新たな改革が求められることが予想されます。狛江市教育委員会事務局としましても、本報告書の指摘を真摯に受け止め、日々の授業改善を含め、学校運営、学校経営の視点から、狛江市立小・中学校への支援に一層尽力してまいります。

令和 8 年 3 月

狛江市教育委員会

目 次

1	令和7年度狛江市立学校第三者評価委員会委員名簿	2
2	令和7年度狛江市立学校第三者評価委員会の経過	3
3	狛江市立学校第三者評価委員会実施細目	4
4	狛江市立狛江第一小学校	6
5	狛江市立狛江第五小学校	9
6	狛江市立緑野小学校	12
7	狛江市立狛江第一中学校	15
8	狛江市立狛江第四中学校	18
9	総括	21

1 令和7年度狛江市立学校第三者評価委員会委員名簿

【 委 員 】 ○ : 委員長

委 員 名	役 職
一般財団法人 教育調査研究所 研究部長	○大橋 明
国立大学法人 東京学芸大学 特任教授	伊東 哲
淑徳大学総合福祉学部 教授 (社会福祉士 精神保健福祉士)	米村 美奈
株式会社ベネッセスタイルケアグループ 上席執行役員 株式会社ベネッセスタイルケア 取締役 専務執行役員	山河 健二

(敬称略)

【 事務局 】

狛江市教育委員会教育部理事兼指導室長	松倉 淳之介
狛江市教育委員会教育部指導室統括指導主事	柳田 裕司

2 令和7年度狛江市立学校第三者評価委員会の経過

(1) 開催日・内容等について

	開催日	会場	内容
1	令和7年6月13日(金)～ 令和7年7月14日(月)	各学校	第1回学校訪問
2	令和7年12月18日(木)～ 令和8年2月2日(月)	各学校	第2回学校訪問
3	令和8年3月3日(火)	市役所	報告書検討会

- 狛江市立学校第三者評価委員会実施細目により平成25年度から「教育委員会事務局は、各学校の学校経営計画における重点項目や狛江市教育委員会の施策、前回の第三者評価結果に基づき評価の観点を学校ごとに決定する。」こととなり、事前に事務局が第三者評価実施校を訪問し、評価の観点を決定した。その評価の観点に関する様子を具体的に見取るため、また評価の観点に係る理念等が授業という形で児童・生徒まで行き届いているかを確認するため、学校訪問にあたり授業参観を行うこととした。各学校の評価の観点は総括及び学校ごとのページの冒頭に記載した。
- 第1回学校訪問(令和7年6月13日(金)～令和7年7月14日(月)実施)では、委員が各学校を訪問し、校長から学校経営方針について各学校の評価の観点に基づいてヒアリングを行うとともに、授業参観を実施し、各学校における学校経営上の課題等を把握した。
- 第2回学校訪問(令和7年12月18日(木)～令和8年2月2日(月)実施)では、再度各委員が学校を訪問し、各学校の評価の観点に基づき管理職や教務主任から教育活動の実施状況についてヒアリングを行うとともに、授業参観を実施し、第1回学校訪問の際に指摘した課題の改善状況や教育活動の成果について把握した。
- 報告書検討会(令和8年3月3日(火)実施)では、今年度の総括として各委員の学校訪問の記録等から評価結果をまとめ、報告書を作成した。

(2) 評価の観点について

令和7年度に学校ごとに設定した評価の観点

学校名	観点①	観点②
狛江第一小学校	効果的な探究学習につながる素地の育成(授業改善)	自ら心身の健康を保持・増進することができる児童の育成
狛江第五小学校	効果的な探究学習につながる素地の育成(授業改善)	多様な学びを選択できる環境整備
緑野小学校	効果的な探究学習につながる素地の育成(授業改善)	人権を尊重する態度の育成
狛江第一中学校	効果的な探究学習につながる素地の育成(授業改善)	ICTの効果的な活用
狛江第四中学校	効果的な探究学習につながる素地の育成(授業改善)	個別最適な学びを通じた、主体的思考力・主体的態度の育成

※観点①については、市の施策との関連を図るため、共通の観点として設定した。

3 狛江市立学校第三者評価委員会実施細目

1 目的

市立学校の管理運営を司る狛江市教育委員会が設置した狛江市立学校第三者評価委員会が、各小・中学校の学校運営全般について専門的・客観的立場から評価・検証し、その結果得られた課題及び問題点を基に、学校に対し適切な支援・指導を行うことで、地域に根ざした魅力ある学校づくりに資する。

2 評価方法

- (1) 第三者評価委員と教育委員会事務局がチームとなって評価を実施する。
- (2) 中学校区をもとに市内全 10 校の小・中学校を 2 つのグループに編成し、それぞれのグループを隔年で評価する。
- (3) 第三者評価において前回実施した評価結果等も含め、2 年間の学校経営状況や経年での変化をもとに、中期的な経営の評価を実施する。
- (4) 校長による学校経営についての説明と質疑、管理職及び主幹教諭等より教育活動の実施状況や WEBQU 調査の結果等の説明、授業参観、教務主任の協議等を通して評価する。
- (5) 第三者評価委員会は評価結果をまとめ狛江市教育委員会教育長へ報告するとともに、事務局は各学校長、狛江市教育委員会、狛江市議会総務文教常任委員会へ報告する。
- (6) 学校は、評価結果に基づき、教育委員会と連携して課題解決に向けて解決策等を具現化する。

3 評価の観点

教育委員会事務局は、各学校の学校経営計画における重点項目や狛江市教育委員会の施策、前回の第三者評価結果に基づき評価の観点を学校ごとに決定する。

4 年間計画

- (1) 4～5 月に第三者評価実施校長の意向を確認の上、各学校の評価の観点を決定する。
- (2) 6～7 月に各学校を訪問し、校長より学校経営方針について各学校の評価の観点についてのヒアリングを行うとともに、授業参観を実施し、各学校における学校経営上の課題等を把握する。
- (3) 12～1 月に再度学校訪問を実施し、各学校の評価の観点に基づき管理職や担当教諭等から教育活動の実施状況についてヒアリングを行うとと

もに、授業参観を実施し、課題の改善状況や教育活動の成果について把握する。

(4) 2～3月に評価結果をまとめ報告書を作成する。

5 対象校

◇第一グループ（令和7年度第三者評価実施校）

小学校	中学校
狛江第一小学校	狛江第一中学校
狛江第五小学校	狛江第四中学校
緑野小学校	

◇第二グループ（令和6年度第三者評価実施校）※令和8年度実施校

小学校	中学校
狛江第三小学校	狛江第二中学校
狛江第六小学校	狛江第三中学校
和泉小学校	

6 令和7年度委員及び事務局

【委員】○：委員長

所 属・役 職	氏 名
一般財団法人 教育調査研究所 研究部長	○大橋 明
国立大学法人 東京学芸大学 特任教授	伊東 哲
淑徳大学総合福祉学部 教授 (社会福祉士 精神保健福祉士)	米村 美奈
株式会社ベネッセスタイルケアグループ 上席執行役員 株式会社ベネッセスタイルケア 取締役 専務執行役員	山河 健二

(敬称略)

【事務局】

狛江市教育委員会教育部理事兼指導室長	松倉 淳之介
狛江市教育委員会教育部指導室統括指導主事	柳田 裕司

4 狛江市立狛江第一小学校

(1) 管理職

統括校長 荒川 元邦 副校長 北村 真 ・ 岐津 明

(2) 評価の観点

【評価の観点① 効果的な探究学習につながる素地の育成（授業改善）】

【評価の観点② 自ら心身の健康を保持・増進することができる児童の育成】

(3) 第1回学校訪問から

ア 校長の学校経営方針の説明について

- 「問いを見出し、解決策を考える探究型授業」を推進していくことは、児童の学力が全国平均を大きく上回っているという実態からも妥当である。
- 探究型の学習を進めていくに当たって、教科等横断的な視点で各教科等の指導計画の作成が必要となる。学校として育成する資質・能力を明確にして、各教科等の単元配列表を作成し、改めて各教科等の指導計画を作成していくことが大切である。
- 働き方改革の推進により働きがい、働きやすい職場の実現に近付いている。今後、モチベーションが高く自主的に教育の質を上げようと努力する教員と、そうではない消極的な教員との格差が広がる可能性が予測される。格差是正の具体的な方策が必要である。

イ 評価の観点① 効果的な探究学習につながる素地の育成（授業改善）

〔現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…○ 課題…●〕

- 参観した総合的な学習の時間の授業では、学習の「めあて」は第1時の学習をもとに教員と児童で作ったということだった。このような経験を積み重ね、児童だけで問いをもち、めあてを設定できるようにする指導の在り方を追究することが求められる。
- 個人探究の時間は、進度も様々になり、差が生まれやすく間延びもしやすいが、本時の途中に、進捗状況について児童に発表させる等の工夫が効果的に作用していた。
- 1学期は「個人探究」、2学期は「グループ探究」、3学期は「学級全体での探究」の流れが示されたが、児童の実態を考慮すると、年間の探究学習の順を、学級⇒グループ⇒個人にした方がよいのではないかと感じた。

ウ 評価の観点② 自ら心身の健康を保持・増進することができる児童の育成

〔現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…○ 課題…●〕

- 参観した体育の授業では、誰でも取り組めるものだったこと、動きについての条件が決められ、よりよい動きにするためにはある程度の難易度があり、達成に向けての意欲を喚起するようになっていたこと等、児童が学習に熱心に取り組む条件が揃っていた。
- 各自の運動能力に合わせてリズムジャンプを構成し、実施できるようになっていた。音源選曲が児童のやる気を引き出し、本時の間、体を動かし続けるような状態であった。こうしたことが健康維持、体力増進につながっていると考えられる。
- 学年、教科等や単元・題材において、児童が主体的に取り組む学習の条件を明らかにし、教員間で共有していくことが必要ではないか。特に、自ら心身の健康を保持・増進することができる児童の育成のためには必要なことであると考えられる。

(4) 第2回学校訪問から

ア 教務主任等による学校経営方針等の理解について

- 「『働きがい』があり『働きやすい』職場環境づくり」を目指しており、情報共有のシステムとしてOne Noteの活用・改善を繰り返す等、教務主任による環境づくりが進められていることを感じた。「働きがい」について、教職員の評価等で確認をし、更に改善を進めることが必要である。
- 次につながる展開として、学校経営計画を少しでも多くの教員を巻き込んで、計画を立てることが望ましい。そのことが次の教務主任を誕生させることを見据えての取組になる。
- 本校の教務主任については、人物や力量、貢献意欲等、多方面での評価に基づく人事配置であることが理解できた。今後、カリキュラム・マネジメントや探究学習に対する分掌主任として研鑽を積んでいくことを期待する。

イ 評価の観点① 効果的な探究学習につながる素地の育成（授業改善）

〔第1回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○ さらに改善が必要な点…●〕

- 各グループで、本時のゴールを確認したことにより、児童は集中して取り組んでいた。また、今回の活動は総合的な学習の時間だけでなく、特別活動における学級活動とも関連をもたせていた。こうした工夫により活動の充実が期待できるとともに、児童の学習意欲の維持・向上が期待できる。
- 児童の様子等をみて、授業計画を立て直すことを積極的に行っている。授業計画変更の指針も必要であるかもしれないが、児童の変化に合わせて、臨機応変に計画を動かしていくことは、教育への質が上がることになる。
- 自ら進んで学び合っている姿が見えた。全児童が集中した様子で活動しており、教室内は、高い凝縮性があった。本時間だけでこのような状態を作り出せるのではなく、日々の教育活動の結果だと考えられる。

〔令和8年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等〕

- 探究学習を含め、授業改善については学校評価やSWOT分析などを踏まえ、自校の課題を洗い出し、次年度の目標づくりに生かしてもらいたい。加えて、校内全体に、教育活動のあらゆる場面でR-PDCAサイクルを導入し、評価・改善の意識を高めてほしい。
- 児童の思いや考えを重視すればするほど、各グループでの活動は充実するが、グループ間での活動の時間に違いが出てくることが予想される。このことについて、どのように考えるのかを校内で共通理解を図る必要があると考える。

ウ 評価の観点② 自ら心身の健康を保持・増進することができる児童の育成

〔第1回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○ さらに改善が必要な点…●〕

- タブレット型端末を活用しながら、オリジナルな視点で学校中を探索して「隠れた危険」をテーマに校内を歩き回り、成果物（写真や怪我の原因等の考察）を作成していた。ほとんどの児童が集中し、考え抜いたものを作成することができていた。
- 養護教諭との連携は有効である。養護教諭の講話やデータの提示、更に「環境を整える」という新しい視点は、児童の学習に厚みを与える役割を果たしていた。
- 児童が主体的に考える場面、専門的な指導を受ける場面等の授業展開について、今後も更なる追究が必要であると感じた。

[令和8年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等]

- 例えば、出会う→知る→調べる→話し合う→まとめる→共有する→次の課題を設定する、
というような探究学習のモデルを作り上げることも方策の一つである。学習モデルを合言葉として、児童も教員も探究スタイルをイメージできるようにすることが、本校が目指す児童の育成につながると考える。
- 学習内容を他学年に発表することにより、学習内容の理解が深化するとともに、他学年の児童にもよい影響を与える。

5 狛江市立狛江第五小学校

(1) 管理職

校長 細谷 俊太郎 副校長 岩渕 美香

(2) 評価の観点

【評価の観点① 効果的な探究学習につながる素地の育成（授業改善）】

【評価の観点② 多様な学びを選択できる環境整備】

(3) 第1回学校訪問から

ア 校長の学校経営方針の説明について

- 校内別室指導について、民間団体からマンパワーを得ており、校内の教員との連携が取れていることが分かった。併せて不登校が減っているという話があった。減少傾向の要因や、今後の展開をどのようにするのかを明確にする必要がある。
- 就任3年目として、初年度掲げた目標に対して「何を見直し、何を継続的に経営として取り組んでいるのか」「その際、何が大きなギャップ、ハードルになっているのか」等を明確にポイントを絞ることが必要であると感じた。学校をリードする際に必要な観点である。
- 5年後、10年後に目指す学校の姿に向けて少しでも実行の緒に就くために、30代を中心にしたリーダー陣の当事者意識を高めること、チームづくりをリードすることは、校長の重要な役割であると考えている。

イ 評価の観点① 効果的な探究学習につながる素地の育成（授業改善）

〔現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…○ 課題…●〕

- 参観した算数の授業において、タブレット型端末を使い学級全員の解答（考え）を共有した後、その意味を明らかにさせることをグループで行わせていた。本質を明らかにするためにグループで検討することは、各自の理解力に差がある中で意義深いと感じた。
- 大学入試問題、高校入試問題の変化から、国語力、類推力が要求されている。参観した算数の授業では、そうした力を身に付けるための学習が展開されていた。学校の学びは間違いなく世の中につながっていくことを再確認した。
- 「どちらが高い」「値上がりの幅」「値上がりの差」等、多様な表現があった。使い分けことが重要であり、それができないと「問い」が曖昧になる。児童に問う内容を明確にする等、考えておく必要がある。

ウ 評価の観点② 多様な学びを選択できる環境整備

〔現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…○ 課題…●〕

- 自らの考えを表現する際、罫線のある紙もしくは罫線のない紙を用意する等、多様な学びの方法を選択できるようになっていた。
- 少人数ではなく、学級が一体となって話し合いができることは、普段の教育において、相手の話を聞き、受け止め、自分の意見を述べるという営みができていることが伺えた。互いを尊重し合えることは、多様な学びを選択できる環境の基礎の一つであると言える。
- 例えば、プレゼンテーション等で他者に共感を得るためには、「話すのが得意な人は話して共感を得る」「話すのが苦手な人は書いて共感を得る」等、自らの得意を生かす方法を選択することが大切である。

(4) 第2回学校訪問から

ア 教務主任等による学校経営方針等の理解について

- 「時間を確保する」という、教務主任の極めて本質的な使命を自覚していた。授業時数の確保ということだけでなく、児童の学びに資するための教員の時間や特別活動のための時間、あるいは不登校児童への対応等、多方面への目的に活用しており、学校運営全般に好影響を与えている。
- 生み出した時間は、経験の浅い教員も、学年主任等から保護者の対応等を学ぶ余裕ができ、効果的な研修の時間としての活用にもつながる。それによって様々なことに安心して取り組めるようになっている。
- 教務主任の説明から、校長の向かう方向性を理解し、活動目標を明確に立てる等、学校運営に参画していることが分かった。今後は、教務主任だけでなく、他の教員も巻き込んで活動目標づくりをすることが理想であるとする。

イ 評価の観点① 効果的な探究学習につながる素地の育成（授業改善）

〔第1回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○ さらに改善が必要な点…●〕

- 参観した学級活動の授業では、事前に司会グループに対して話し合いの目的と見通しが指導されており、進行がきちんとして行われていた。事前の指導とともに、これまでの学級会の積み重ねの成果が出ていた。少人数で話し合った結果についても、理由を明らかにした発言がなされていた。
- 話し合い活動では、教員がきちんと介入をしていた。全てを児童任せにするのではなく、必要な場面で必要な介入をすることは大切である。「自ら考え、主体的に行動できる」ようにすることは、一朝一夕にできることではなく、指導の継続性が重要である。
- 学級活動の一連の活動として、話し合いを通して、一定の結論を見出し、そこから具体的計画を立てていく。これは本当に大人の社会でも簡単なことではなく、非常に有意義な取組であると感じた。

〔令和8年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等〕

- 異なる教員が指導しても、指導の継続性を担保するためには、指導方法や指導計画の共通理解が重要になる。校内研究を基に指導方法についての共通理解を深めるとともに、指導計画の共有化を図る必要がある。
- どの学校にも共通であるが、課題の把握と解決のためのプランの策定、実践、評価、改善というR-PDCAサイクルが必要である。学校管理職がマネジメントの意識をもち、エビデンスに基づいた学校改善、学校づくり、授業改善に取り組んでほしい。

ウ 評価の観点② 多様な学びを選択できる環境整備

〔第1回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○ さらに改善が必要な点…●〕

- 参観した国語の授業では、前時に教材文を読んで書いた初発の感想を基に授業が展開され、予め黒板掲示用のカードに初発の感想が書かれており、限られた時間を有効に使うために、段取りよく進められていた。授業の事前準備が念入りになされていることがよく分かる内容であった。
- 児童一人一人の「背景知識」「実体験」「基本的な学力（定着）」による差が大きくなるを得ない中で、丁寧に児童個々の学習意欲を引き出そうとしていた。
- 学習計画を立てることがメインであったが、理解できていない児童もいたように見受けられ

る。以前に学習したことを想起できるような手だてを講じ、それを基に考えていけるようにするとよい。

[令和8年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等]

- 児童が学びの主体となって学習を進めるためにも、学習計画を立てることは大切なことである。一方、学習計画は、どのような児童でも一律に同じように立てられるものではない。発達の段階や学習の習熟の状況等、児童の実態に応じた学習計画の立てさせ方を研究する必要がある。
- 「社会で活躍される人」や「仲間の多い人」に共通しているのは、リーダー、フォロワーの双方の経験をされていることである。学校として、児童が、ある時はリーダー的な役割を、ある時は徹底してフォロワーの両者の役割を経験できるようにすることが重要である。

6 狛江市立緑野小学校

(1) 管理職

校長 亀田 親子 副校長 重國 純一

(2) 評価の観点

【評価の観点① 効果的な探究学習につながる素地の育成（授業改善）】

【評価の観点② 人権を尊重する態度の育成】

(3) 第1回学校訪問から

ア 校長の学校経営方針の説明について

- 全体的に質の高い学校経営方針となっている。教職員はもとより、保護者や地域住民の理解を得るために、「学校経営の基本的な方針」や「今年度の重点目標と具体的な取組」との関連を更に明確できるとよい。
- チームづくりの手法を取り入れていくのであれば、タックマンモデル（P14-図1参照）等の学術的なアプローチも視野に入れていくとよい。
- 高学年教科担任制（P14-図2参照）の実施のために、「これまでの交換授業」から「一部教科担任制」、そして「理科専科」の加配と、段階を踏んで取り組んできたことがよく分かった。初任者を高学年担当としない方針は納得できたが、経験の浅い教員が担当できる学年が偏ることが、今後の課題となる。

イ 評価の観点① 効果的な探究学習につながる素地の育成（授業改善）

〔現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…○ 課題…●〕

- 参観した授業は、児童自らが体験したことを振り返り、問題点を見付ける授業内容だった。教員は児童への指示を最小限に抑え、児童の活動時間を十分に確保し、主体性を育成しようとしていた。
- 単元の最初に、児童の生活を基に、探究するための問いを立てる等の工夫は、探究学習において非常に有効である。
- 「探究的な学習」と「問題解決的な学習」の相違点等を整理し、各教科等の特質に応じた主体性や学びに向かう力の育成について検討してほしい。

ウ 評価の観点② 人権を尊重する態度の育成

〔現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…○ 課題…●〕

- 参観した授業では、学習規律がきちんと確立しており、児童が友達の意見をしっかりと聞こうとすることにつながっていた。
- 児童の発言に対して授業者は目を見て傾聴し、考えや思いを受け止めていた。このことで児童の心理的安全性が担保され、発言の多さにつながっていた。教員と児童、児童同士の信頼関係を構築することが、人権尊重の精神の第一歩である。
- どのような教育活動によって人権教育を展開していくのかを明確にする必要がある。視点を明確にした教育活動を行わないと、児童の誤った認識の下、トラブルやいじめなどの問題を生じさせることにもなりかねない。研究主題や仮説についても十分に検討し、具体的な方法論を明らかにしていく必要がある。

(4) 第2回学校訪問から

ア 教務主任等による学校経営方針等の理解について

- 児童の安全確保、コミュニティ・スクールの活動の充実、教科担任制の推進等の校長の経営方針を踏まえ、校務が円滑に進むように努めている。
- 児童の学習状況の結果を学年の教員で分析し、授業の改善策を検討して共有していることは大切なことである。それに留まらず、教科の系統性を踏まえて分析し、学年を超えた改善策を検討することも重要である。
- 教務主任には、自己のミッションを的確に理解し、PDCA サイクルに基づく取組を推進することが求められる。1年目の教務主任に対し、経験不足の点を校長や副校長がカバーしていた。今後も計画的かつ効果的なミドルリーダー層の育成を推進してほしい。

イ 評価の観点① 効果的な探究学習につながる素地の育成（授業改善）

〔第1回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○ さらに改善が必要な点…●〕

- 参観した体育の授業において、個に応じた指導が効果的に展開されていた。運動能力等は個人差が生じる最たるものであり、体育でのこのような取組は重要である。
- 児童はタブレット型端末を使いながら、グループで互いに見合って助言をしていた。助言が曖昧になることもあったが、教員が、児童に「手の着くところを見てあげて」等、適切な指導が行われていた。
- 体育館のホワイトボードに「各種目のポイント」や「課題解決の流れ」が掲示されており、児童は十分にそれらを理解して取り組んでいた。

〔令和8年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等〕

- 特に「思考・判断・表現」に係る評価について、パフォーマンス課題に基づく評価を円滑にできるようにしていくために、ルーブリック評価などの手法を取り入れ、「指導と評価の一体化」、あるいは「妥当性・客観性のある評価」を実現していくことが求められる。
- 探究学習では、児童の主体性が重要な要素になる。主体性を尊重しつつも、必要に応じて活動中に教員が適切に支援し、軌道修正をすることが大切である。どのようなタイミングで、どのような支援をするのかを明らかにすることが必要である。

ウ 評価の観点② 人権を尊重する態度の育成

〔第1回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○ さらに改善が必要な点…●〕

- 参観した授業について、「インターネットによる人権侵害」を扱い、インターネット利用の負の部分に焦点を当てた取組であり、人権課題に対する知的理解を図ることができる授業であった。
- 「誹謗中傷の問題が起こらないようにするためにどうするか」を児童にしっかりと考えさせる展開になっていた。ここで児童が考えたことが、その後、具体的な行動として発現できるようにすることが大切である。誰かのことではなく、自分事として考え、行動することが求められている。
- 人権教育を通して育成すべき資質・能力は、大きく分けて知的理解と人権感覚であり、人権感覚には価値的・態度的側面と技能的側面があることに注目し、人権感覚を養うためには、複数のアプローチがあることを全教職員が理解し、指導を展開してほしい。

[令和8年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等]

- 今後の人権尊重教育推進校としての取組については、人権尊重教育推進校以外の学校における人権教育との峻別を図っていくためにも、人権教育を通して育成すべき資質・能力に視点を当て、学校全体として焦点化させてほしい。そのためにも、カリキュラム・マネジメントの手法により、学校の教育活動の質の向上を図るための教材開発やカリキュラム開発を行ってほしい。
- 人権教育の年間指導計画を育成する資質・能力の観点で見直していくことが重要である。各教科等の単元・題材で育成しようとする資質・能力を明確にし、それらの関連を図り、単元配列を考えることが必要である。

(図1) チームビルディング「タックマンモデル」

	形成期	混乱期	統一期	機能期	散会期
段階	チームを形成したばかりの時期	意見が対立する時期	チームワークが生まれる時期	チームが高いパフォーマンスを発揮する時期	メンバーが解散する時期
状態	互いをよく知らないため、不安や緊張が伴う。スキルや価値観が理解されていないため、ぎこちなさが生じることが一般的である。リーダーへの依存が高まる。	意見の衝突や対立が生じやすい。仕事の手法や価値観の違いが表面化し、軋轢も起きる可能性がある。	目標や役割に対する共通認識が形成され、まとまりが生まれてくる規範や役割分担が確立し、チームが安定してくる状態。	チームが成熟し、高いパフォーマンスを発揮できるようになる。メンバーは自主的に行動し、協調し成果を挙げます。	メンバーの異動等でチームとしての活動が終了する段階。チームの成果を確認し、活動を振り返る。
リーダーの役割	チームの方向性を明示し、全体の目標とメンバーの個々の役割を早い時期に示す。目標達成に向けた動機付けの促進する。相互理解を図る。	メンバーの異なる考え方や価値観を理解し、チーム内で共有すること。個々への助言や支援を提供。互いの認識のズレを解決し、チーム全体の基盤を築く。	チームが正しい方向へ進んでいるか常に確認すること。日常的な議論の内容を把握し、必要に応じて、軌道修正を行うこと。チームは目標達成へと着実に進む。	成熟した状態を長く維持すること。細かい指示や介入を控えることに加えて、メンバーが過度に働きすぎることなくリフレッシュし、心身の健康を保つ。	キャリアアップや異動希望者の意向を聞き、貴重な人材を失うリスクを抑えるための配慮をすること。全員がよい気持ちでチーム活動を締めくくる雰囲気づくりが求められる。

混乱期の乗り越え方

- 透明性
- 共感するコミュニケーション

定期的なコミュニケーション：全員で定例会議を設け、進捗や問題点を共有する。
フィードバックの奨励：各メンバーからのフィードバックを積極的に受け入れ、改善につなげる。
オープンドア・ポリシー：リーダーがいつでも相談にのる姿勢を示す。

※令和7年度埼玉県立学校経営研修会における埼玉県教育委員会 柏原 聖子 教育長の講演資料から

【参考】『新版 組織運動のマネジメント』スティーブン・P・ロビンズ著 高木晴夫訳 ダイアモンド社

『組織が生きるチームビルディングー成果が上がる 業績が上がるー』北森 義明著 東洋経済新報社

(図2) 緑野小学校における小学校高学年教科担任制

(従前)													
5年	国語	書写	社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語	道徳	総合	学級活動
1組	1組担任	1組担任	1組担任	1～3組担任 + 少人数算数数担当	1組担任	音楽専科	図工専科	1組担任	1組担任	外国語専科	1組担任	1組担任	1組担任
2組	2組担任	2組担任	2組担任		2組担任	音楽専科	図工専科	2組担任	2組担任	外国語専科	2組担任	2組担任	2組担任
3組	3組担任	3組担任	3組担任		3組担任	音楽専科	図工専科	3組担任	3組担任	外国語専科	3組担任	3組担任	3組担任

(小学校高学年教科担任制実施例)													
5年	国語	書写	社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語	道徳	総合	学級活動
1組	1組担任	1組担任	2組担任	1～3組担任 + 少人数算数数担当	理科加配教員	音楽専科	図工専科	時間講師	3組担任	外国語専科	1組担任	1組担任	1組担任
2組	1組担任	1組担任	2組担任		理科加配教員	音楽専科	図工専科	時間講師	3組担任	外国語専科	2組担任	2組担任	2組担任
3組	1組担任	1組担任	2組担任		理科加配教員	音楽専科	図工専科	時間講師	3組担任	外国語専科	3組担任	3組担任	3組担任

※『埼玉県立緑野小学校の教科担任制実施計画書』に基づき作成

7 狛江市立狛江第一中学校

(1) 管理職

校長 岸田 和之 副校長 宮島 誠

(2) 評価の観点

【評価の観点① 効果的な探究学習につながる素地の育成（授業改善）】

【評価の観点② ICT の効果的な活用】

(3) 第1回学校訪問から

ア 校長の学校経営方針の説明について

- 今年度、校長は小学校の副校長から昇任しており、戸惑うことも多いことが推察される中、落ち着いて学校経営に取り組んでいることが感じられた。また、校長からの学校状況の説明から、学校の実態を冷静に観察し、分析していることが分かった。
- 「目指す生徒の姿」として、「狛江で育ち、狛江第一中学校で学んだことを生涯の誇りにできる生徒」を掲げている。この下に続く、公正な判断力、実践力、対人関係調整力、困難に耐える力等が記載されているが関連性が分かりづらく、検討の余地がある。
- 狛江市としての取組である「学校間の兼務発令」を、学校管理職以外にどの職層で広げていくかの構想をもっておくべきと考える。管理職以外の教員による連携により、小・中学校の連続性のある「個別最適な学び」の推進につながるのではないかと考える。

イ 評価の観点① 効果的な探究学習につながる素地の育成（授業改善）

〔現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…○ 課題…●〕

- 参観した数学の授業では、生徒が課題を自分事として意欲的に取り組ませるために、日常の事象を取り上げ、それを数学の舞台に乗せる工夫をしていた。この工夫により、生徒は意欲的に解決に取り組むことができていた。
- 参観した社会の授業において、単元の展開と本授業の展開の関連が明確で、本時が単元内の学びのどの位置にあるのか等の説明もあった。綿密な授業計画であり、よく練られた内容であることが分かった。
- 多面的な考え方をさせるために、教員が「様々なやり方を考えてください」と指示をしていたが、生徒に様々なやり方を考える必要感をもたせる工夫があるとよかった。

ウ 評価の観点② ICT の効果的な活用

〔現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…○ 課題…●〕

- 参観した授業では、資料、問題等を確認するにあたりタブレット型端末を使う場面があった。教員からすると、次年度や他の学級でも使える内容であるため、授業準備の効率化を図ることができ、生徒も後から見直すこともできる。単純な使い方であるが、意義は大きい。
- 初任者教員である授業者から、他の教員の的確なサポートを受けている旨の話があり、こうした校内の協力関係が取れていることが、ICT を効果的に使いこなしていることにつながっていることが分かった。
- 参観した授業では、生徒の考えや調べたことについて共有をするためにタブレット型端末の活用を指定していた。しかしながら、必要に応じて生徒がタブレット型端末を活用する

ことについて指導していくことが大切である。

(4) 第2回学校訪問から

ア 教務主任等による学校経営方針等の理解について

- 教務主任として、4月に校長の学校経営方針の研修を実施する等、全教員が学校経営についての理解を深め、力が結集するような取組を行っていた。その他、「JOB フェス」「探究基礎体験グループワーク」等、研究主任とも連携し、教育活動の充実を図っていた。
- 自らの役割を自覚し、職務内容をカテゴライズして進捗状況を適切に管理している。こうした姿勢や取組は他校にも学んでほしい。学校経営に深く参画し、組織の中核として貢献している。
- 3年間見据えた総合的な学習の時間の計画や学校の行事計画等の作成に取り組んでいた。3年後を見据える計画を立てられる視点は素晴らしい。先々を見据えた教育の実現に向け、今後も計画を推進してほしい。

イ 評価の観点① 効果的な探究学習につながる素地の育成（授業改善）

〔第1回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○ さらに改善が必要な点…●〕

- 参観した音楽の授業では、生徒の発言から、自分たちの歌唱を振り返る力が育っていることが分かった。その振り返りに対して、指導者は「どうすればよいただろうか」「次の時間は、そこだね」と語りかけ、生徒自身が解決に向かうようにしていた。
- 国語の授業では、生徒は、読み比べて課題にチャレンジしていた。グループでの話し合いでは、生徒からの自発的な言葉で討議が進む等、グループ内で探究する姿が見られた。
- 上述の一方で、ワークシートの内容を読み上げるだけのグループもあった。読み取った理由、根拠等を発表することができれば、話し合いが更に深まったと思われる。

〔令和8年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等〕

- 探究的な学びの促進は、生徒の主体性の育成が中核である。また、主体性を促すためのカリキュラム開発も重要であり、単元指導計画の工夫が必要となる。今回参観した2つの学習指導案には、単元指導計画が明確に示されており、単元全体を通して育成すべき資質・能力や目標、単元構成、本時案、評価規準等が明解であった。こうした取組を学校全体で行い、各教員がまとまりのあるカリキュラムデザインを構築できるような力量を身に付けてほしい。
- 思考の観点は、教員が提示するだけではなく、今後は生徒が自分自身で観点を設けられるようにしていくことが求められる。

ウ 評価の観点② ICTの効果的な活用

〔第1回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○ さらに改善が必要な点…●〕

- 参観した音楽の授業では、パート練習の様子を撮影する際、全て生徒が操作をして撮影しており、慣れていることが分かった。自主的な練習風景のように見える程、生徒が主体的に取り組んでいた。
- パート練習後、撮影したものを後で提出するという仕組みを取り入れていた。ICTを使うことで、限られた教員数の中で生徒の活動を見るための工夫がなされていた。
- 国語の授業では、プリント、板書を使い、最後に授業支援アプリを使うという流れる授業の展開であった。授業のために周到な準備と工夫がなされていた。

[令和8年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等]

- ICT の活用について、教員個々に小さな成功体験の積み重ね、教員相互に学び合うことが重要である。
- 各教員が自分の ICT を活用した実践事例を紹介するなど、学校全体で活用する機運を醸成していくことが重要である。ICT に不慣れな教員が肩身の狭い思いをせず、安心して ICT を活用し、生徒からも信頼される学校づくりを目指してほしい。

8 狛江市立狛江第四中学校

(1) 管理職

校長 工藤 聡 副校長 上原 孝枝

(2) 評価の観点

ア 第1回学校訪問

【評価の観点① 効果的な探究学習につながる素地の育成（授業改善）】

【評価の観点② 個別最適な学びを通じた、主体的思考力・主体的態度の育成】

(3) 第1回学校訪問から

ア 校長の学校経営方針の説明について

○校長の説明から、「人の成長に向けた強い関心」が示された。キャリア形成を含め、個人の成長への方向性を把握し、考えようとしているスタンスに、今後への組織力強化に期待が高まった。

○学校評価における保護者や生徒のアンケートは、自己評価を補完するためのもので、外部評価ではない。学校、保護者、生徒について、同じ項目に関する評価結果を公開し、3者間の意識のずれ及びその要因に係る考察、今後の改善策について、教員のみならず、生徒や保護者に説明する義務があることを認識する必要がある。

○校長が考える授業のイメージを着実に教員に浸透させていきたい。校内研究で取り組んでいる道徳を含め各教科等の授業について、校長が具体的に説明する必要がある。

イ 評価の観点① 効果的な探究学習につながる素地の育成（授業改善）

[現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…○ 課題…●]

○参観した理科の授業では、本時の課題に取り組む際、3、4人のグループで話し合っていた。考えを出し合い、ホワイトボードを書き直しながら、グループとしての考えをまとめていく姿があった。生徒同士の関係が良好で、活発に議論していた。

○学習指導案には、本単元で学ぶべきことがしっかりと明示されていた。全てを生徒任せにするのではなく、教えるべき内容は確実に習得を図れるようにする必要がある。

●教員の説明を端的に行い、生徒の主体的な活動の場面をより多くしていくことが、今後の授業改善の視点の一つである。「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る授業を目指してほしい。

ウ 評価の観点② 個別最適な学びを通じた、主体的思考力・主体的態度の育成

[現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…○ 課題…●]

○参観した社会の授業では、生徒の既存の知識を使い、単元を貫く問いを教員と生徒で構成しているとのことであった。追究する問いの設定に生徒が関わることは大切なことだと考える。この経験を積み重ね、生徒自身で問いを設定できるように指導が進められるとよい。

○調べ方やまとめ方は生徒の判断に委ね、「個別最適な学び」の実現を目指していた。紙やICTの活用も含め、様々な方法を試しているとのことであり、授業改善を図ろうとする姿勢が伺えた。

●生徒を前向きに学習に向かわせるためには、意欲ある層を更にリードすること、意欲的ではない層に刺激を与えることを視点とした環境整備も方策の一つである。その視点で教員間で意見交換することで、若手・ベテランが相互に刺激し合うことにつながる。

(4) 第2回学校訪問から

ア 教務主任等による学校経営方針等の理解について

- 教科等横断的な学習と探究学習についての説明を受け、教務主任として教育課程の編成を基盤とした学校経営への参画に努めていることが伺われた。特にカリキュラム・マネジメントを意識した年間指導計画づくりや、全国学力学習状況調査等のエビデンスに基づく授業改善の取組が行われており、真摯な姿勢で学校改善に取り組んでいる様子が伺われた。
- 学校ホームページのリニューアルに取り組み、アクセス数が伸び、保護者からの反応も大きいと伺った。学校の応援団として、保護者を巻き込むことを意図して、学校ホームページを更新する目的を明確にすると校内の担当者が変わっても質の高い情報発信が継続すると思われる。
- 教職員に学校行事後のアンケートがなされ、それを基にすぐに学校行事の見直しを行われ、次年度に引き継ぐという、PDCA サイクルが回っているということであった。PDCA を確実に実施していること自体が素晴らしい。また、すぐに取り組むことが思い出す時間も省かれ、残業時間数が減り、働き方改革が実現する要因になると考える。

イ 評価の観点① 効果的な探究学習につながる素地の育成（授業改善）

【第1回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○ さらに改善が必要な点…●】

- 参観した国語の授業では、ICT を使いこなし、テンポのよい授業展開であった。生徒が自然と授業に引き込まれ、生徒もそのテンポに無理なく乗って学んでいた。生徒は教員の的確な課題提示の下、次にやるべきことを理解し、先を見通しながら意欲的に取り組んでいた。
- グループワークやICT を活用した協働的な学びが有意義な形で展開されていた。こうした授業が他の多くの教科等に広がっていくことを期待する。
- 生徒の個性溢れる文章が散見され、本時までの授業の内容の質の高さが伺えた。自律的にグループで学び合い、生徒が他者からの指摘を素直に受け、互いに学び合いの中に他者の意見を活用し合う姿があった。

【令和8年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等】

- 参観した国語の授業では、読む、推敲する、意見を聞く、改めて書き直すという、一連の活動が授業展開としてなされており、スムーズに進んでいる。この授業の展開方法を他の授業へ広げられ取り入れられるように言語化していくことが重要である。
- 第1回訪問時に指摘した「生徒の主体的な活動の場面をより多くしていくこと」がなされていた。引き続き、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る授業を目指してほしい。

ウ 評価の観点② 個別最適な学びを通じた、主体的思考力・主体的態度の育成

【第1回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○ さらに改善が必要な点…●】

- 他者の意見を聞いて、更によいものにしようとする各自の主体的な姿勢が見えた。これは他者から否定されないという信頼関係の上に成り立つものであり、他者から学ぶ姿勢からも本校が目指す主体的な態度が芽生えると実感した。
- 参観した技術・家庭（技術分野）の授業では、ドローンの飛行に関するプログラミング学習を行っており、社会や時代の急速な変化に合わせ、先進的な教材やカリキュラムの開発に取り組んでいることが分かった。
- グループ活動と個別最適な学びのどちらに焦点を当てた活動なのか等を明確にすると、一単位時間の授業が更にブラッシュアップされる。

[令和8年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等]

- 中学校の各教科の学びにおいて、社会や時代の急速な変化に合わせ、先進的な教材やカリキュラムの開発に取り組むことは必要な視点である。他教科においてもこの視点を広げていくべきと考える。
- 参観した授業では、個別最適な学びと主体的な態度の育成につながっていると感じたため、同授業展開の優れた点を分析し、授業研究として教員間で共有していくような取組ができるとよい。これが学校全体の授業の質の向上につながる。

9 総括

(1) 学校経営の状況について

- 今年度訪問した多くの学校において、第1回学校訪問時に指摘した事項に関する学校改善のための具体的な取組がなされていた。今後とも日々の教育活動からも課題を見出し、適切に改善していく R-PDCA を意識した学校運営が求められる。
- 本年度、評価の観点として評価対象の5校全校に「効果的な探究学習につながる素地の育成（授業改善）」を設定した。この観点に基づく授業観察では、児童・生徒が意欲的に自らの学びを展開している授業が見られた一方で、学校間あるいは教員間で取組状況や意識に差があることが分かった。
- 会議の精選や情報共有システムの構築、資料の電子化等、管理職や教務主任等の努力により、訪問した多くの学校で働き方改革が推進されていた。今後、更なる取組の充実が求められる。
- 各学校で組織的な人材育成が行われており、主任教諭を対象とした校内研修では、外部機関との連携を図った取組もあった。一方で人事異動等も考慮した計画的な取組が求められるため、更なる充実を図る必要がある。

(2) 教育委員会の学校支援についての提言

- 探究学習を充実させるためには、子どもが問いを立てることが重要である。管理職に小・中学校の兼務発令がされていることを生かし、問いを立てる力等を育成するために義務教育9年間の指導計画を作成することを支援したらよいと考える。教育委員会として、学校の実態に応じた授業改善に係る支援を継続的に行ってほしい。
- 学校評価において大事にすべき観点は、①経年変化・学年進行による変化、②前の学年との違い、③同じ項目での集計による他校との違い等である。共通項目を教育委員会が指定しているが、これを継続集計するとともに、振り返りの合同検討をすることで、今後に向けての各学校のポイントが見えてくる。
- 学校における働き方改革によって生み出された時間の使い方が各教員に委ねられ、教員の資質・能力の伸長に寄与する一方、自身の資質・能力の向上に消極的な教員との格差が大きくなることが懸念される。このような課題について、教育委員会が中心となり、学校間で情報交換ができるようにするとよい。
- 本事業等の機会において、校長の説明の中に、教員研修・校内研究・組織づくりなど、人材育成に関する説明を必須とすべきである。東京都教育委員会が示した教員育成指標にある校長が身に付けるべき資質・能力として、ビジョンの設定、アセスメント能力、ファシリテーション能力など、マネジメントに関する評価を見取ることができるプレゼンテーションをさせることで、校長の人材育成に係る資質・能力が育まれる。
- 社会で求められる力の一例として、「タフであること」「論破ではなく相手の共感を引き出せること」「リーダーシップとフォロワーシップの両方持ち合わせていること」「組織によって異なる場合でもルールを守れること」「学ぶ型を持っていること」等が挙げられる。この視点に立ち、教育委員会として人材育成の支援を行うことも重要である。

令和7年度 狛江市立学校第三者評価委員会 報告書 概要版



令和7年度
狛江市教育委員会教育部指導室

第三者評価実施概要

- 平成24年度までは全小中学校を毎年評価対象校としていたが、平成25年度から全校を中学校区によって2グループに分け、5校ずつを隔年で評価することにより、短期的な評価に加え、2年間のスパンで中期的な評価を実施することとした。(令和7年度第三者評価実施校：狛江第一小学校、狛江第五小学校、緑野小学校、狛江第一中学校、狛江第四中学校)
- これまで評価委員による学校訪問を年2回実施し、1回目に評価の観点における各校の課題の確認、2回目にその課題に対する取組状況や改善内容を確認することで、より学校の実態に沿った評価を推進している。
- コロナ禍においては、授業の様子を撮影した動画の視聴、ライブ配信の方法等、感染症対策を講じながらの実施となったが、令和4年度からは、全ての回で直接の学校訪問を再開している。

1 狛江市立学校第三者評価委員会委員

【委員】

委員長	一般財団法人教育調査研究所 研究部長	大橋 明
委員	国立大学法人 東京学芸大学 特任教授	伊東 哲
委員	淑徳大学総合福祉学部 教授	米村 美奈
委員	株式会社ベネッセスタイルケアグループ 上席執行役員 株式会社ベネッセスタイルケア 取締役 専務執行役員	山河 健二

【事務局】

狛江市教育委員会教育部理事兼指導室長	松倉淳之介
狛江市教育委員会教育部指導室統括指導主事	柳田 裕司

4～8 各学校における主な評価

- | | |
|--------------|---|
| 4
狛江第一小学校 | <ul style="list-style-type: none"> ◆探究学習を含め、授業改善については学校評価やSWOT分析などを踏まえ、自校の課題を洗い出し、次年度の目標づくりに生かしてもらいたい。加えて、校内全体に、教育活動のあらゆる場面でR-PDCAサイクルを導入し、評価・改善の意識を高めてほしい。 ◆探究学習のモデルを作り上げることも方策の一つである。学習モデルを合言葉として、児童も教員も探究スタイルをイメージできるようにすることが、本校が目指す児童の育成につながると思う。 |
| 5
狛江第五小学校 | <ul style="list-style-type: none"> ◆異なる教員が指導しても、指導の継続性を担保するためには、指導方法や指導計画の共通理解が重要になる。校内研究を基に指導方法についての共通理解を深めるとともに、指導計画の共有化を図る必要がある。 ◆「社会で活躍される人」や「仲間の多い人」に共通しているのは、リーダー、フォロワーの双方の経験をされていることである。学校として、児童が、ある時はリーダー的な役割を、ある時は徹底してフォロワーの両者の役割を経験できるようにすることが重要である。 |
| 6
緑野小学校 | <ul style="list-style-type: none"> ◆特に「思考・判断・表現」に係る評価について、パフォーマンス課題に基づく評価を円滑にできるようにしていくために、ルーブリック評価などの手法を取り入れ、「指導と評価の一体化」、あるいは「妥当性・客観性のある評価」を実現していくことが求められる。 ◆人権教育の年間指導計画を育成する資質・能力の観点で見直していくことが重要である。各教科等の単元・題材で育成しようとする資質・能力を明確にし、それらの関連を図り、単元配列を考えることが必要である。 |
| 7
狛江第一中学校 | <ul style="list-style-type: none"> ◆参観した授業の学習指導案には、単元指導計画が明確に示されており、単元全体を通して育成すべき資質・能力や目標、単元構成、本時案、評価規準等が明解であった。こうした取組を学校全体で行い、各教員がまとまりのあるカリキュラムデザインを構築できるような力量を身に付けてほしい。 ◆ICTの活用について、教員個々に小さな成功体験の積み重ね、教員相互に学び合うことが重要である。 |
| 8
狛江第四中学校 | <ul style="list-style-type: none"> ◆参観した国語の授業では、読む、推敲する、意見を聞く、改めて書き直すという、一連の活動が授業展開としてなされており、スムーズに進んでいる。この授業の展開方法を他の授業へ広げられ取り入れられるように言語化していくことが重要である。 ◆中学校の各教科の学びにおいて、社会や時代の急速な変化に合わせ、先進的な教材やカリキュラムの開発に取り組むことは必要な視点である。他教科においてもこの視点を広げていくべきと考える。 |

9 総括

(1) 学校経営の状況について

- 今年度訪問した多くの学校において、第1回学校訪問時に指摘した事項に関する学校改善のための具体的な取組がなされていた。今後とも日々の教育活動からも課題を見出し、適切に改善していくR-PDCAを意識した学校運営が求められる。
- 本年度、評価の観点として評価対象の5校全校に「効果的な探究学習につながる素地の育成(授業改善)」を設定した。この観点に基づく授業観察では、児童・生徒が意欲的に自らの学びを展開している授業が見られた一方で、学校間あるいは教員間で取組状況や意識に差があることが分かった。
- 会議の精選や情報共有システムの構築、資料の電子化等、管理職や教務主任等の努力により、訪問した多くの学校で働き方改革が推進されていた。今後、更なる取組の充実が求められる。
- 各学校で組織的な人材育成が行われており、主任教諭を対象とした校内研修では、外部機関との連携を図った取組もあった。一方で人事異動等も考慮した計画的な取組が求められるため、更なる充実を図る必要がある。

(2) 教育委員会の学校支援についての提言

- 探究学習を充実させるためには、子どもが問いを立てることが重要である。管理職に小・中学校の兼務発令がされていることを生かし、問いを立てる力等を育成するために義務教育9年間の指導計画を作成することを支援したらよいと考える。教育委員会として、学校の実態に応じた授業改善に係る支援を継続的に行ってほしい。
- 学校評価において大事にすべき観点は、①経年変化・学年進行による変化、②前の学年との違い、③同じ項目での集計による他校との違い等である。共通項目を教育委員会が指定しているが、これを継続集計するとともに、振り返りの合同検討をすることで、今後に向けての各学校のポイントが見えてくる。
- 学校における働き方改革によって生み出された時間の使い方が各教員に委ねられ、教員の資質・能力の伸長に寄与する一方、自身の資質・能力の向上に消極的な教員との格差が大きくなる懸念される。このような課題について、教育委員会が中心となり、学校間で情報交換ができるようにするとよい。
- 本事業等の機会において、校長の説明の中に、教員研修・校内研究・組織づくりなど、人材育成に関する説明を必須とすべきである。東京都教育委員会が示した教員育成指標にある校長が身に付けるべき資質・能力として、ビジョンの設定、アセスメント能力、ファシリテーション能力など、マネジメントに関する評価を見取ることができるプレゼンテーションをさせることで、校長の人材育成に係る資質・能力が育まれる。
- 社会で求められる力の一例として、「タフであること」「論破ではなく相手の共感を引き出せること」「リーダーシップとフォロワーシップの両方持ち合わせていること」「組織によって異なる場合でもルールを守れること」「学ぶ型をもっていること」等が挙げられる。この視点に立ち、教育委員会として人材育成の支援を行うことも重要である。

2 令和7年度狛江市立学校第三者評価委員会の経過

(1) 開催日・内容等について

- ア 学校説明、学校経営方針説明、第1回学校訪問
令和7年6月13日(金)～令和7年7月14日(月)
- イ 第1回訪問時の指摘事項の改善状況の確認、第2回学校訪問
令和7年12月18日(木)～令和8年2月2日(月)
- ウ 報告書検討会
令和8年3月3日(火)

(2) 評価の観点について

学校名	観点①	観点②
狛江第一小学校	効果的な探究学習につながる素地の育成(授業改善)	自ら心身の健康を保持・増進することができる児童の育成
狛江第五小学校	効果的な探究学習につながる素地の育成(授業改善)	多様な学びを選択できる環境整備
緑野小学校	効果的な探究学習につながる素地の育成(授業改善)	人権を尊重する態度の育成
狛江第一中学校	効果的な探究学習につながる素地の育成(授業改善)	ICTの効果的な活用
狛江第四中学校	効果的な探究学習につながる素地の育成(授業改善)	個別最適な学びを通じた、主体的思考力・主体的態度の育成

※観点①については、市の施策との関連を図るため、共通の観点として設定した。

※3は「狛江市立学校第三者評価委員会実施細目」のため省略